

# 國學院大學學術情報リポジトリ

明治神宮林苑と仁徳天皇陵の森をめぐる〈語り〉の  
再検討：  
造園学者・上原敬二と宮内省諸陵頭・山口鋭之助の  
鋭意を軸として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001507">https://doi.org/10.57529/0002001507</a>

## 明治神宮林苑と仁徳天皇陵の森をめぐる〈語り〉の再検討

—造園学者・上原敬二と宮内省諸陵頭・山口銳之助の営為を軸として—

藤田大誠

### —はじめに—問題の所在—

大正九年（一九二〇）十一月一日に鎮座祭が斎行された明治神宮は、明治天皇と昭憲皇太后を御祭神とする神社であり、その空間は「内苑」（代々木〔旧南豊島御料地〕、社殿とそれを取り巻く森を含む境内）と「外苑」（青山〔旧青山練兵場〕、文化的記念建造物、体育・スポーツ施設などを含む附属空間、大正十五年奉獻）で構成されるが、令和二年（二〇二〇）十一月一日には鎮座百年祭を迎えた<sup>1)</sup>。このうち内苑の森は、その実現に当たって「日比谷公園の設計者としても知られる本多静六をはじめ、本郷高德、上原敬二など、造園学の黎明期を支えた研究者たち」が関与し、「彼らがドイツから導入した林学の生態学的知識や森林美学の考え方、日本の伝統的造園技術が総動員され、一〇〇年先を見据えて天然林を人工的に作り上げる森づくりの計画」（本郷高德『明治神宮御境内林苑計画』）が策定され、それが着実に実行されてきた結果、現在は人工でありながら「原生林」と見紛ふほどの深い森となり、「明治神宮一〇〇年の森」と称され、先駆的かつ現在進行形の「森づくり」の成果として、造園学上、高い評価を得てゐる<sup>2)</sup>。

本稿では、かかる明治神宮の森に關はる、ある逸話を導人として。「鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査」の座長を務めた進士五十八は、明治神宮林苑計画の立役者三名（明治神宮造営局参与・本多静六〔東京帝国大学農科大学教授〕、同局技師・本郷高德、同局技手・上原敬二<sup>3</sup>）の中でも、進士自身が東京農業大学で警咳に接した恩師・上原敬二（明治二十二年〔一八八九〕～昭和五十六年〔一九八一〕）のオリジナリティとして、「『明治神宮御境内林苑計画』（一九二二年）の核心的コンセプトである「多層性と多層性を踏まえた植栽であれば、人為的植林であっても、五〇年・一〇〇年・一五〇年という時を経ることで天然林の林相へと変移するという手法の確実性」を確信するまでの体験」を挙げ、「これはまさに上原敬二だけのものであって、それは宮内省諸陵頭山口銳之助博士の助言を得て実際に仁徳天皇陵の御陵林を目のあたりにしたときであった」と指摘してゐる。この逸話について上原本人は、遺著『この目で見た造園発達史』九章「明治神宮造営で造園学も飛躍」において次の如く記してゐた。

#### 仁徳陵の林相を理想形に

この事業（引用者註・明治神宮内苑の林苑造成）に当たった筆者が模範とも理想とも心に描いた樹林は大阪府堺市大仙中町にある十六代仁徳天皇の御陵林であった。

四世紀、古墳時代中期の前方後円墳、丘の全長四八〇メートル、幅三〇〇メートル、陵域の全部は市域の大部分を占め、世界第一の帝王陵、その樹林、山口銳之助宮内省諸陵寮（引用者註・ママ、以下も同様）頭の配慮によりとくに参拝を許され一部分だが内見した（山口寮頭の知遇を受けるに至るまで長文の記事あるも省く）。

陵内は全くの原生林、恐らく数百年の間人工は加わっていない。あまりの壮嚴さに足がすくんだ。いわゆる照葉樹林、地床は絨緞を踏む如く、数百年の落葉の堆積、樹木の生長は実に見事であり、全く手入不要である。

そこでこれらを模範とし、参考とし、神宮境内林の理想形とでもいべき林相を案出して見た。要するに人工で植樹し、天然林の状態に戻すのである。それには次の三大林をつくるにある。

- 1、喬木。常緑性のもの、それに結実し、種子を落とす、樹下でそれが発芽して子苗となり、次第に生育して母樹に代り次代の樹林を構成し、永久に森林状態を保持し、断絶、欠損を見せない性質のもの、もちろんこの土地に適合したもの、これを仮に構成木という。例えば東京ではシイ類、カシ類、クスノキを第一義とし、モチノキ、ヤブニツケイ、イヌグス、ネズミモチ、その他多数の種類がある。
- 2、灌木。右の喬木と共存する常緑もの、右の樹木の生育を助長するもの、すなわち地表の乾燥を防ぎ湿気を保ち光線の射入を防ぎ風の吹入りを阻む、下木ものでよく補育木という。ヤツデ、アオキ、ヒサカキなど。
- 3、神社には神職、崇拜者、参拝者の人たちもいるので、右二種の樹木だけではいかにも単調、殺風景、そこで添景木として落葉樹、とくに少数の花木も加えたい。生態学上、右の樹林育成には関係ない、例えばケヤキ、イチヨウ、クロマツ、アカマツ、カエデ、ツバキなど。

上原敬二の発信に基づく「明治神宮林苑計画は仁徳天皇陵の原生林的林相から着想された」といふ説（以下、〈仁徳天皇陵→明治天皇林苑説〉と表記）は、進士五十八のみならず、これまで遠山益や高木博志、岡本喜久子、福尾正彦らによつて言及されてきたやうに、右記で引いた知る人ぞ知る逸話を根拠としてきた。<sup>6)</sup>

但し、〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉の生成プロセスや造園学的意味については最近、上原の戦後における著述を精査し、当該説は時系列的に整合せず、戦後に生み出された「語り（神話）」であると指摘した造園学・風景計画学研究者の水内佑輔による考察がある。<sup>7)</sup> 水内は、大きく次の三点を明らかにしてゐる。①上原が内見した当時の仁徳

天皇陵の林相は、明治期以降の植栽によるもので、極相状態、ましてや原生林のやうな状態では無かつたこと（但し、初期の明治神宮林苑が目指した林相とは似てゐる）。② 陵墓から神社林苑のデザインへの直接的影響は否定されるが、山口銳之助から伝聞した陵墓管理の実際から、明治神宮林苑の管理方法には影響があつたこと。③ 〈仁徳天皇陵↓明治天皇林苑説〉といふ「語り（神話）」は、晩年の上原による記憶違ひ（もしくは文筆家としての筆の滑り）に起因し、明治神宮鎮座五十年祭（昭和四十五年）を契機とする進士五十八と上原による「人のつくつた森」としての明治神宮林苑の再評価、明治神宮第一次境内総合調査の実施、モーターリゼーション進展による針葉樹の枯損や植生の遷移、宮脇昭らによる森林生態学的アプローチの普及などを背景として、「一九七〇年代後半」から生じたこと。

かかる〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉を再考（否定）する論が登場するに当たつては、大きく二つの研究動向が前提としてあつた。第一に、明治神宮の林苑造成と近代神社における境内設計の方法確立、神社風致論の構造転換について、精緻な研究が進展してきたこと<sup>⑧</sup>、第二に、仁徳天皇陵をはじめとする陵墓の景観、林相の史的展開に関する研究が徐々に蓄積されつつあることが挙げられる。水内の考察はこれらの流れに棹差すものであつた。

因みに、大正期における仁徳天皇陵の林相が明治期の植栽が遷移した状態のものであつたことは、次の記録からある程度把握することが出来る。大正十四年十月に古市部の陵墓監・松葉好太郎が纏めた仁徳天皇陵の沿革には、江戸期から他陵の荒廢を他所に堺奉行による陵墓管理や施設建設、修築がなされて面目が保たれて来たこと、維新以降も逐次施設改修、修築、民有地買ひ上げなどを行つて整備を進めるとともに、明治十年頃には松・杉・柏等の苗木を植ゑ付け、同二十年から二十三年にかけては叢生繁茂してゐた若竹を悉皆伐採し、約三万四千五百二十六坪といふ広大な面積に松・杉・檜・樫等の苗木十九万二千六百四十五本を植ゑ付け、同二十八年には植ゑ付け済みの苗木の間に松・杉・檜の苗一万五千本、樟五百本を捕植したことが記録されてゐる。<sup>⑩</sup>

以上の研究動向を踏まへて本稿では、造園学における〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉の根拠とされてきた上原敬二の回想を手掛かりとして、上原の営為もさることながら、彼の陵墓研究に影響を与へたとされる、宮内省諸陵頭・山口銳之助（文久二年〔一八六二〕→昭和二十年〔一九四五〕）の営為に着目することによつて、明治神宮林苑と仁徳天皇陵の森をめぐる〈語り〉を再検討することを目的とする。とりわけ山口銳之助は、これまで陵墓研究において断片的に言及されて来た重要人物であり、近年では東郷茂彦や上西亘による専論も登場してゐるが、未だ検討の余地を多く残してゐる故、本稿では主に宮内省諸陵頭時代の事績について詳しく論じてみたいと考へる<sup>(12)</sup>。

## 二 上原敬二〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉再考

### (一) 上原敬二『談話室の造園学』の〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉と〈落葉放任優越説〉

先述した如く、すでに水内佑輔によつて再考されてゐるにも拘らず（しかも筆者は大筋においてその見解を首肯してゐるにも拘らず）、造園学や陵墓研究の門外漢である筆者がこれ以上、〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉の生成過程に説き及ぶ必要は無いのかも知れないが、ここでは上原敬二の著述を用ゐて、彼による〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉の到達点から遡る方法で当該説の原型や〈種〉となつた関連事項を掘り起こしてみたい。

先に、昭和五十八年に刊行された上原敬二の遺著『この目で見た造園発達史』における記述を引用して〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉の到達点を紹介したが、同五十六年十月二十四日に帰幽した上原の絶筆となつた、同年十一月一日発行『グリーン・エージ』第八巻第一号掲載の「随筆 明治神宮の森」においても、〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉が語られてゐる。最晩年（東京農業大学名誉教授）の上原は、「神社林の理想の形式については、早くから筆者の頭に一つの手本があった」として「仁徳天皇の御陵」を挙げ、元來物理学畑の出身ながら「樹林に多くの興味

を寄せられ、大学にも足を運ばれ、「引用者註・本多静六」教授や筆者らとも多く話し合った」といふ山口鋭之助諸陵頭の厚意により、上原は仁徳天皇陵の御陵林の一部を拝観して、「日本における唯一の原生林、何一〇〇年もの間、いささかの人工も加えず、それで完全に密林状態を維持し、この世のものとは思えない森厳性を保っている。森林生態学という極相の林相、かかる原始状態が人工によってもできるものであることを確認した。これこそ神社林の理想であると、その造成に心がけることを不動の信念とした」と記してゐる。<sup>(13)</sup> 注意すべきは、一方では、仁徳天皇陵の林相を内見して人の手を加へない原生林と捉へたにも拘らず、他方では、斯様な原始状態の極相林が人工でも可能と判断するといふ論理の飛躍が見られることである。以下においては、ここから遡つて上原の関連記述を見ていく。

昭和五十四年五月十五日発行の『談話室の造園学』では、書き下ろしの「一章 近代造園事始」において明治神宮境内林造成のことを記した文〔①〕の中で、「森林生態学の実証、境内林はこの理念をもつて実施された。完全とはいえないが、まず十中七、八は筆者らの方針に誤りのないことを現在まで六〇年の経過に徴して言明しうる。欲をいえば部分的に樹種試験の行えなかつたことである」との記述に続いて、聊か唐突な形で「筆者が大正時代の初期、宮内省の山口鋭之助書陵寮頭の了解のもとに特に許されて大阪府堺市にある仁徳天皇御陵（百舌鳥耳原中陵）という広大な御陵林の一部を見ることができた。全くの原生林である。以来筆者の頭には神社林の終局はこの林型にまで進めなければならぬと深い自覚を得たのである。全くの藪である。永遠に変らない極限の林叢である」と述べてゐる（さらに続けて「百年の未来を想うがゆえの思慮であつた」と記され、藪の如き林相構想に対する反発や老杉林支持の大隈重信首相と上原の師・本多静六との軋轢に触れるなど、前後の文章との繋がりが聊か不明瞭であることに注意<sup>(14)</sup>）。水内佑輔が指摘するやうに、同書所収①の記述が（仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説）の嚆矢となるものであつた。

また、既発表の小文を収録した同書「第二章 造園学余話」に所収された「落葉を掃くな」といふ文〔②〕では、宮

内省諸陵頭・山口銳之助との出逢ひと交流について記してゐる。重要な箇所であるため、長文であるが引用する。

大正時代の半ば頃と思うが、イギリス人で香港の領事を勤めたことのあるボンソンビーという人がどういふわけか日本の天皇の陵墓のことに興味をいだき、非役となつて日本に来たのを幸いに、さらに深くこの問題をきかめたいという念願をおこし、当時どういふ関係であつたか忘れたが大学で勉強中の筆者と知合いになつた。陵墓も造園計画の一つ、この機会に自分も研究に加わりたいと念願し、よい縁故であつたとばかり、若い時代の向う見ず、こわいものなしというか、直接に宮内省の大官である諸陵寮頭にぶしつけにも手紙を出した。名もない大学在職の一研究生のこの手紙、通常ならば返事の来るはずもない。しかるにどういふ風の吹きまわしか、寮頭自ら筆をとつて筆者あてに返事を送られて来た。これにはこちらが恐縮した。

これがそもそも頭書の問題〔引用者註・上原による、老大木の根元には矮小の植物を植ゑ込む下木植栽をするべきとの論〕と関係あり、かつ筆者も陵墓樹林に専念し、堺市の仁徳天皇陵に関係をもつきっかけとなつたもの。若いものの無鉄砲的に當つたというわけか。山口銳之助寮頭は明治時代有数の物理学者、学位もあり、永く学習院で専門の講義をされていた。それがどういふ都合か宮内省出仕となり、ついで諸陵寮頭に任せられた。この長官、専門の物理学より林学・造園に多大の興味をもつた人、当時筆者が幹事役をしていた日本庭園協会にも平会員として入会され、筆者も長官を多くの知友に紹介した。陵墓のことも赴任してから勉強されたというが、実に深く研究されていた。代々木の私宅、虎ノ門の官庁で筆者相手に陵墓の話をされる時、時刻の移るのを知らないくらい熱心さであつた。その寮頭が一大発見をした。それについて筆者の意見を求められたのである。

その次第とは、寮頭は職務上、全国の陵墓に出張し、その主任である陵監と面接する、陵監の人となり、陵

墓林との間に一つの因果関係のあることに気がつかれたのである。陵監の職務などは割合にヒマなもの、退屈なものである。甲という陵監はヒマをもてあまし、朝から囲碁だ。謡曲だと遊びほうけ、中の見回りもせず、落葉が積るも、病中害が生ずるも少しも気にとめず、放任しておく。これに反し乙陵監は常に巡回し、落葉を掃いて集めては燃やし、林内を清掃し、美しく見透しのきく樹林につくりあげている。全くの両極論、誰の眼にも後者は美しいものに見えた。

寮頭は林内を巡視した。忘れものの甲陵監の陵内の樹林は生育がきわめてよく、樹下の落葉うず高く、その底にはミミズが群生、降った雨雪は外へ流出せず、適當の湿気あり、落葉層の下部は半ば土と化し、樹枝が多く、日光の照射はなく、林内は昼なお暗しといってもよい。園路だけは清掃されている。樹林の天然状態がかくの如く生育のよい樹林に導いたものと判然した。

これに反し乙なる陵監の主宰下にある陵墓林はいかがであろうか。陵監がキレイ好きとあれば部下もこれにならう。清掃に余念なく、よく行き届き、樹林は明るく、見透しも完全、連絡もよく、地表には落葉一つなく、光線は地表にまで達するくらい枝葉は透いて明るい。それだけに個々の樹林は発育がわるい。わるいというのは甲乙を比べるから判然するので、乙だけを見ているとあるいはこれが当然と思われるかもしれない。両者の対照は著しいものである。これは両者を見ることよって判然するもの。もちろん乙なる陵監を責めるべきではない。むしろ官吏としては職務に忠実であったと見るべき人である。森林取扱上の専門家であるわけではない。結果においてかかる差異を生じたまでのこと、さりとて忘れ陵監を賞賛するわけにもいかない。

山口寮頭はこの二つの時日を並べて説明し、我々の意見を求められたのである。至極同感の話、実に稀に見る貴重な樹林取扱上の生きた体験である。我々は心からその点に同感の意を表した。この説に基づき、当時陵墓林

取扱上の規範が定められた。こうした樹林状態に気づかれた物理学者は我々の恩人であり、この人を造園界に紹介した筆者もいささか鼻が高かった。こうした方針は陵墓林に限ったことではなく、公園林・保安林・保健林等、いやしくも樹林の存在するところには守るべき金科玉条であろう。<sup>15)</sup>

この記述に拠ると、山口銳之助諸陵頭は、全国の陵墓に出張し陵監と面接する中で得られた、落葉一つなく綺麗に清掃した陵墓よりも落葉を清掃せず樹林の天然状態を放任してゐた陵墓の方が生育のよい樹林となつてゐるといふ自身の観察を上原敬二ら造園学者に示して意見を求めたところ、上原らは大いに同感の意を表し、延いてはこの知見を基に「陵墓林取扱上の規範」を制定するに至つたといふのである。かかる諸陵頭の職掌としての陵墓林管理（陵墓樹林の取扱）の体験に基づく山口の「一大発見」によつて見出された見解、即ち「樹林の天然状態による生育を促すため、落葉は掃くな」について、本稿では仮に、山口銳之助による〈落葉放任優越説〉と名付けておきたい。

また、『談話室の造園学』における①②二つの文の内容を突き合はせると、①の〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉を主張する一文では、上原による仁徳天皇陵内見は「大正時代の初期」とする一方、②の〈落葉放任優越説〉に関する一文では、「大正時代の半ば頃と思うが」と記した上で、上原による陵墓研究のきっかけとなつたとする英人ポンソンビ（元香港総督等の秘書、当時香港大学の無給講師<sup>16)</sup>）との邂逅や山口銳之助諸陵頭との手紙のやり取りの開始が語られてゐる。陵墓研究を志した時期と仁徳天皇陵内見の時期が転倒してをり、齟齬がある。

ポンソンビは、英国各植民地の総督秘書を務める傍ら、明治三十四年（一九〇一）の初来日以降、幾度も訪日（大正二、三、四年の冬を日本及び台湾で過ごすなど、ある程度の期間滞在してゐることもあつた）してゐるが、依願退職（非役）となつて東京（本郷駒込神明町）に居宅を構へたのは大正八年（一九一九）七月のことである。<sup>17)</sup> 上原敬二は、

大正三年九月に入学してゐた東京帝国大学大学院を同四年五月に退学して明治神宮造営局技手に任命され、同七年五月には明治神宮造営局技手を依願免官となり、同年九月、東京帝国大学大学院に再入学してゐる。<sup>(8)</sup>それ故、陵墓研究を媒介として上原とボンソンビが知り合ひとなつたのは、大正八年後半のことであつたと考へられる。

②における上原の記述では、「非役」となつたボンソンビとの邂逅によつて「造園計画」の一環としての陵墓研究へと目が開かれ、その後「名もない大学在職の一研究生」であつた上原が面識の無かつた諸陵頭の山口鋭之助に手紙を出して交流が始まり、「陵墓樹林に専念し、堺市の仁徳天皇陵に関係をもつきっかけとなつた」とする。さうであれば当然、山口の世話による上原の仁徳天皇陵の内見は、それ以後（少なくとも大正八年後半以降）のことになる。

但し、上原の一度目の大学院時代（大正三、四年）において、日本に一時滞在中のボンソンビ並びに山口鋭之助諸陵頭との陵墓研究に関する学問的交流が始まり、これ以後間もない時期に仁徳天皇陵を内見したのであれば、〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉との整合性を取ることは出来なくもない。しかしながら、ボンソンビ歿後の追想録における略伝や年譜、彼と交流した者たちによる追憶文を読む限り、彼が御陵研究に没頭したのは、大正八年七月に香港での仕事を依願退職して日本に腰を据ゑて東京に初めて居を構へた後からのことであり、同十四年三月末より移り住んだ京都生活では神社研究に没頭してゐる。<sup>(9)</sup>また、後述するやうに、山口諸陵頭が「御陵墓御掃除ノ方針」で〈落葉放任優越説〉の観点から「陵墓林取扱上の規範」を定めるのは大正八年一月でやや先行するが、それを詳細に発展させた『陵や御墓の監守者の心得は同年十月に作成されてゐる。大正八年後半以降に内見したといふことになれば、上原の明治神宮造営局免官後のことになるため、時系列的に〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉は成り立たない。

このやうに推測するのであれば、①において、上原が仁徳天皇陵内見を「大正時代の初期」と記し、〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉を展開したことは、晩年の上原において、記憶の転倒があつたと考へざるを得ないのである。

## (二) 上原敬二の神社境内林・神体林研究に見られない陵墓の記述

明治神宮造営局における経験に基づく上原の研究成果において、仁徳天皇陵や陵墓の林相に関する言及が一切見られないことにも注意が必要である。明治神宮林苑造成の現場を「試験場」の如く捉へてゐた上原は、技手としての仕事の傍ら、休養の暇も惜しんで資料の蒐集、系統化に尽力し、神社林、神社境内設計、樹木移植などに関する論文、著作を次々に発表し、大正八年には学位申請を行つて、同九年四月二十七日に林学博士の学位を授与されてゐる。<sup>20</sup>殊に上原は、大正六年一月の論考で「応用森林美学は如上風致林研究は勿論更に進んで社寺風致林、公園林、保健狩猟等を目的とする大規模の森林施業乃至大規模の森林の庭園等の施業を指すものにして殊に神社境内林の如き本邦特有のもの」と称すべく甚だ興味深きものなり<sup>21</sup>と記してゐる如く、神社境内林に着目してをり、同六、八年にかけて、神社の森林（神社境内林、神体林、神社経済林）、特に「風致林」としての神社境内林と「禁足林」としての神体林に關する論考を『神社協会雑誌』や『大日本山林会報』に寄せてゐる。<sup>22</sup>なほ當時の上原は、「神社は国家の宗祀であり祖先崇拜の靈場である、而して之れを崇めることは万国に比類なき我国体の精華であつて又国民性の心核である、然らば其境内はどこまでも神聖に清浄に保ち其森林は幽邃に崇嚴に作らねばならぬ事は忘れてならぬ神社林造成の真諦である」といふ神社境内観を保有してゐた。<sup>23</sup>注目すべきは、上原は、すでに大正六年七月の時点で「神社風致林として、喬木の生ひ茂る森林の内を清掃して落葉を留ぬ様な施業は感心しない。清潔であるかも知れぬが、本来神社森林内を人の通行することすら樹木自身のために好ましくからざることである」、同年十一月には「何物よりも偉なるは自然の力なり之れによりて森林の性質及び神座の本体より推して神体林は須らく原生林の古に帰らしめざるべからず其の階段としてまづ茲に天然林の林相を現はさしむべき施業を加へざるべからず」と記してゐることである。<sup>24</sup>これらは、〈落葉放任優越説〉と明治神宮林苑造成の主題ともいふべき「原生林」的天然林の人工的創出に觸れてゐる文である

が、山口銳之助との学問的交流や仁徳天皇陵の林相については全く言及されてゐない。

陵墓への言及が無いことは、上原が初めて纏めた単行本であり、その緒言で「本編は主として明治神宮造営局に在りて神苑の植栽に従事したりし間に蒐集したる材料と経験とに基きて体系を立てたるもの也<sup>(25)</sup>」と記した大正七年十月三十一日発行の『樹木根廻運搬並移植法』においても同様であつた。さらには、当時未だ神社境内の森林に関する調査や著作が殆ど見出せない中であつて、明治神宮神苑の境内林植栽のため、上原が三年に亙り、自身の余暇（公暇）を利用して官国幣社をはじめ、府県社以下神社をも含めた各地における神社の境内林調査と見取図の作成を行ふなどして得られた資料を使用し、神社境内の森林取扱や境内林造成に関する「神社境内の設計の大綱」を纏めた書物（先述した神社境内林に関する研究成果の集大成）である大正八年三月三十一日発行の『神社境内の設計』でもその事情は変はら<sup>(26)</sup>ない。同書で上原は、「神社境内林造成の大本」の四大綱領として、「神社境内は神聖にして尊嚴、清淨苟も汚穢あるべからず」「技巧を排し自然を重ずべし」「自然に放任して成林せしむる方針を樹つべし」「森林帯の林相又は該地方特有の林相を現すべし」を挙げてゐる。勿論<sup>(27)</sup>これらは明治神宮林苑造成に従事してきた経験が十分に反映された記述と言へるにも拘らず、同書にも仁徳天皇陵はじめ陵墓の林相に関する記述は見られない。要するに、明治神宮林苑の林相が仁徳天皇陵内見から着想されたとするなら、聊か不自然であると言はざるを得ない。

また、明治神宮が鎮座五十年を迎へる頃、上原から「明治神宮森・造成の記録」と題した小文を渡された東京農科大学助手の進士五十八は、造園学科長の江山正美に相談してタイプ印刷の小冊子にまとめ、上原敬二『人のつくった森―明治神宮の森〔永遠の杜〕造成の記録―』と題して東京農科大学造園学科から昭和四十六年五月十八日付で発行した<sup>(28)</sup>。同書は、平成二十一年に〈改訂新版〉が東京農大出版会から発行されてゐる。

同書で上原は、「日本独特の神社境内」という造園計画「実現の絶好の機会としての明治神宮境内林造成における」永

遠の杜」現出の大綱を示した後、「当時力強い一つの助言があつたのは忘れられない」として、その頃陵墓に対する研究意欲があつてしばしば山口銳之助諸陵頭と面接してゐた中で、山口が〈落葉放任優越説〉を唱へ、「こうした動言を改め、樹林のなかには絶対に人を入れないこと、落葉を掃いたり、集めたりしないこと、もちろんそれを焼きすてることなく、適当に自然らしく樹下に溜めておくこと、これらを実行されたいと、むしろ懇請の態度であつた。われわれもこれには同意した次第である」と記してゐる。<sup>(29)</sup>しかしながら、ここには、山口の主張する〈落葉放任優越説〉に上原・本多も同意したとはあるが、仁徳天皇陵内見の記事は一切出て来ない。それ故、〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉ではなく、〈落葉放任優越説↓明治神宮林苑説〉といふ構図になつてゐるのである。

但し、山口の〈落葉放任優越説〉は「力強い一つの助言」と表現されてゐることから、山口↓上原といふ一方通行ではなく、双方向的な見解の一致であつたことが示唆されてゐる。要するに、明治神宮林苑造成といふ使命遂行のため、専ら「禁足林」としての神体林と「風致林」としての神社境内林の在り方に着目した神社の森林研究に取り組んでゐた上原（並びにその師である本多）の見解と、陵墓の森林管理に関する監督といふ実務経験（観察）に基づく山口の見解といふそれぞれ別個に培つてきた〈落葉放任優越説〉がその時に符合したと見ることも出来るのである。

昭和四十三年六月、上原は明治神宮境内林造成当時を回顧した随想を記したが、「神社境内林の理想の姿」を追求したことに触れてゐるだけで、〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉や〈落葉放任優越説〉には言及されてゐない。<sup>(30)</sup>

昭和三十七年十月十日発行の『樹木の植栽と配植』では、「植栽地」といふ章に「九 陵墓」の項目が設けられてゐる。同書では、陵墓管理制度を簡潔に説明した上で、世界最大墓所としての仁徳天皇陵に触れ、江戸期の石橋直之『泉州志』（元禄十三年〔一七〇〇〕）や橘南溪『北窓瑣談』（文政八年〔一八二五〕）の記事を引いて、その大きさとや

「樹木おびただしく生茂れり、その大なること天造の岡山の如く、人作のやうにはみえず、今も樹木をきり、下くさ  
をかることを官より禁じ、雑人の入ることをゆるさず」といふ生ひ茂る樹木や禁足林の状況について紹介してゐる。<sup>(4)</sup>  
その上で、山口銳之助との交流について、次の如く記してゐる。

大正時代の初め、この諸陵寮頭は物理学者であつた山口銳之助物理学博士であつた。どういふ因縁か著者はこの  
寮頭に少なからず目をかけられた。当時虎の門にあつた諸陵寮にほとんど日参して陵墓の調査をゆるされ、かつ  
きわめて貴重な数々の指教を賜わり、夜の更けるのも知らず対談し、ついには代々木にあつた私邸にまで推参し  
当時二十代の著者は心身を打ちこんで陵墓の調査と樹林の探求に熱中したものであつた。今にして思えばその執  
心さは何故であつたかがわからない。その当時イギリスの外交官であつた香港在住のボンソンビーという人が来  
朝し、この人が陵墓に興味をもち相ともに研究したものであつた。或はそれが動機であつたかも知れない。

山口博士からは貴重な多くの教訓をうけた、その一つとして今だに忘れられないことは次の一事である。

陵墓監という職務は陵の管理に当たることを主とするが人の性質というものは百人百色、或るものは神経質な  
くらいに陵内の清掃につとめ、塵一つ残つていないように落葉はもちろん掃いて参道には箒目までつけてある、  
その反面、物ぐさな陵墓監は道の落葉くらいは掃きよせるであろうが林内の清掃など思いもよらず、むしろむさ  
くるしいまでに樹林には何も手を入れてなかつた。

寮頭はこういう現場を巡視する機会が多かつた。その機会が重なるにしたがつて思わず気がついたことは、前  
のように美しく管理された陵の樹林の生育は決して良好であるといえないのに、後例のように全く放任された状  
態の陵の樹林はその生育がきわめて旺盛であり、全く対蹠的であることがわかつた。ここにおいて寮頭は樹林は

自然のままに放任することが生長を助ける結果となることを覚られ、その裏づけを本多林学博士と著者に求められた。寮頭は在任中はこの方針をもって陵墓監に管理を指示したのであった。<sup>(22)</sup>

山口諸陵頭やボンソンビとの交流、山口の〈落葉放任優越説〉が紹介されてゐるが、上原による仁徳天皇陵内見の記述は無い。但し、山口やボンソンビとの学問的交流は「大正時代の初め」で、上原が陵墓研究に打ち込んだのは「當時二十代」の頃であると書かれてある点をどう見れば良いか。明治二十二年（一八八九）二月五日生まれの上原は、大正八年（一九一九）後半以降なら満年齢でも三十歳になつてゐる。山口が〈落葉放任優越説〉の「裏づけ」を本多と上原に求めたといふ点は、同説が山口→上原の時系列で成立したことを示してゐるやうにも見える。とまれ、この時点でも満七十三歳でつた上原による四十年以上前の出来事を回想したものであつたことは考慮すべきであらう。

### (三) 戦前における上原敬二の陵墓関連記述

戦後の上原による『樹木の植栽と配植』の陵墓関連記述は、その原型を戦前に遡らせることが出来る。昭和十九年三月二十日発行の『日本森林の性格と資源』における「森林美の効果」の「二 森林と宗教」には、「一 陵墓林」といふ見出しが立てられてゐる。ここでは、陵墓林が「地方に於ける一団の森林美として存在」し、それは朝鮮・満洲・支那の「陵园」「墓林」においても同じであること、「あらゆる樹種を網羅し、よくその地方風土に適応して、生育状態概して極めて良好」なこと、「ミササキ」の語釈には神の意を含む解釈もあること（荒木田久老『万葉考楓落葉』寛政十年（一七九八）、御陵には四時常緑の樹林が存したといふ記録があること（『日本書紀』『続日本紀』）などが紹介された上で、仁徳天皇陵の大きさや生ひ茂る樹林、禁足への言及がある（『泉州志』『北窓瑣談』<sup>(23)</sup>）。そして、次の

如く山陵の樹木保護史が記され、変遷がありながらも、現在は原生状態が保続せられてゐるとする。

山陵に存する樹木は努めて保護されて来たので弘仁七年六月高皇（引用者註・島）山陵（桓武后藤原乙牟漏）の樹木の伐採されるや勅して「朕の敬するところ唯山陵にあり」と宣ひ厳に禁伐と定められた。

柏原山陵の御陵木の伐られたことにつき、淳和天皇の告詞あり、更に天長十年喪葬令を以て「凡先皇陵置陵戸令守非陵戸令守者十年一替、兆域内不得葬埋及耕牧樵採」と勅せられてゐる、承和六年四月には勅使を以て大和にある神功皇后山陵に対し御陵木を伐りしために旱災なからんことを祈念し給ふたといふ。

右の外陵木伐採により崇りのあつたこと、新に植栽のこと、伐木による罪科を規定したるものなどが史実に散見してゐる。

中世時代に皇陵の疎略に取扱はれた時代に於ては恐らくそれ等の樹林もかなり伐採されたと思はれるが、由来尊祖の念敦き国民性によりて再びその保護の策を講ぜられ今日に及んで、何れの皇陵も樹林として長く存続せられ、原生状態に保続せられて、一種特殊なる森林美観を呈してゐる。<sup>(34)</sup>

また、昭和十七年二月五日発行の『日本人の生活と庭園』における「五 局部と処理」の「五 清掃」といふ箇所では、上原が「二十数年前陵墓の造園について研究してゐた頃」に山口銳之助諸陵頭より〈落葉放任優越説〉を聞き、「茲に於て陵墓管理上由々しき問題なりとして当時の農科大学に本多博士を訪づれてその善後策を協議された」との証言を記してゐる。<sup>(35)</sup>この回想の通りであるなら、このエピソードが大正八年後半以降のものであつたと理解する方が自然である。さらに少し遡るが、昭和六年十一月二十五日発行の『家の改造と庭の改造』においても、陵墓監の清掃

エピソードに基づく〈落葉放任優越説〉を記してゐるが、ここでは山口諸陵頭への言及は無い。<sup>(36)</sup>

昭和三年五月二十五日発行の『万有科学大系 普及版 続篇第二卷』に所収された上原執筆「林業」では、第七章「風致林林業」第九節「陵墓林」にて皇室陵墓令（大正十五年十月二十一日）の骨子に触れた上で、神聖化・尊厳味賦与のため、「所謂絶対禁忌林の形式」たる陵墓域内を囲む「絶縁地帯」として第二次森林たる「陵墓林」を設けて周辺の産業・市街地と隔絶すべきことを説くが、「宛も神社境内と神社風致林との関係に酷似する」或は「その重要性に於ては神社風致林の比ではあるまい」とも述べてゐる。<sup>(37)</sup>ここでの思考回路は神社風致林↓陵墓林となつてゐる。

かかる上原の陵墓林設定の議論は、すでに大正十五年八月一日発行の『造園学雑誌』に掲載された「陵墓林の設定」で主張されてゐた。上原は、皇室陵墓令の骨子を紹介した上で、「陵墓が都市計画区域に於て如何に取り扱はれるか、地方計画乃至農村計画に於てその墳塋が如何なる影響をその計画、立案の上に与へるか」といふ点を技術家側からも討究すべきと主張する。<sup>(38)</sup>特に大阪府の堺市で「陵墓区域として特殊に扱はれねばならぬことにもなつたこと」に言及しつつ、「神社に於ては神社境内と神社風致林又は神社境内林との関係ある如く陵墓にあつても陵墓域を絶対不可侵の禁塋とし、これに接する一区画を天然林状態に保有して常に一面陵墓の保護と尊厳化とに努め、他面市村連絡の中樞として一つの緩衝地帯化せぬ（引用者註・ね）ばならぬ」、さらには「その取扱は中心たる陵墓が神社と異なるので神社林の取扱を模することは出来ないが然し参拝、祭儀の執行に差支を生ぜざる程度に於て公園林的取扱をなすも敢て不可ではあるまいと思ふ、現在の如く僅少なる森林を以て墓域を囲み落葉時期にはその尊厳を冒すが如くに見透くに比べれば少くとも森林は密生し、翁鬱となり、陵墓林あるがために陵墓そのものの周囲に存する森林をして却つて生長を助長せしめ得るとも思はれる」と述べてゐる。<sup>(39)</sup>これは、上原が大正八年刊行の『神社境内の設計』までに確立してゐた神社の森林を神社風致林（間接的に風致に関係ある区域）、神社境内林（直接神社境内の風致に関係ある区域）、

神体林、社有林に区画（ゾーニング）する議論と（落葉放任優越論）を前提とした主張であった。<sup>(40)</sup>

大正十三年十月二十日発行の『造園学汎論』第五章「社寺造園」第四節「陵墓」では、「我国の皇陵はその維持に於て世界に冠たるものと云ふべくその境内の樹林取扱に於ては未だ完全なる施業法を行つたものはないがその尊厳を冒す者はなく古来鉞の入らない陵林さへも見られるのである。今後と雖も人為的に清掃、間伐等を行ふことなく全然天然の更新に委せるがよい」と述べ、堺市の都市計画事業における仁徳天皇陵の取り扱ひの報道を紹介してゐる。<sup>(41)</sup>また、大正九年六月十日発行の『林業の経営』では、原生林の「多くは深山の奥又は神社仏閣、陵墓城郭等の縁故で伐採することの出来ない地方にのみ存在する」と述べるとともに、「暖帯林」の説明として「カシが主として此の区域にあるので此の帯を一名櫛帯と呼んで居る。然し天然に放置して置いた所に丈け此等の樹が茂つて居る丈けで例へば神社、仏閣、城廓、陵墓等の境内にのみ残つて居るが一人人間に伐採利用された後は最早や天然には斯る樹木は直に生じない」と記してゐる。<sup>(42)</sup>さらに、大正八年十二月七日発行の『庭園』に収録された「造園に於ける地力の維持」では、「落葉を採取し次で其地表を綺麗に掃除すると愈々以て生長は衰へる。此例は手入の十分行き届いた所には少いが能い加減な手入をして居る所には往々見られる。最も良い例は御陵墓の樹林に見られる所で唯に樹林の生長力の減耗するのみでなく美観を殺ぐことも著しい之れ最も立地に適応して最も完全に生長した時が最も美しいのであるから強い（引用者註・ひ）て人工を以て其生長を阻（引用者註・阻）止する様な状態に導き出した時は何処となく其形態、景観に力が籠つて居ないと思はれる」と述べてゐる。<sup>(43)</sup>管見では上原による陵墓の樹林への言及は、これが最も早いものである。間違ひなく〈落葉放任優越説〉を唱へ、陵墓林を典例型として挙げてゐるものであるが、先述した如く、すでに「神社風致林」を対象としての議論では〈落葉放任優越説〉は大正六年段階において採用されてをり、同八年末月になつて「御陵墓の樹林」がその「最も良い例」とされたのである。

#### (四) 〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉の形成過程概観

以上で取り上げた上原敬二による戦前・戦後の関連記述を踏まへ、改めて〈仁徳天皇陵↓明治神宮林苑説〉の構築過程について、上原の陵墓記述の最も古い地点まで遡つた地点から逆照射して整理をしておきたい。

- ① 明治神宮林苑造成の「現場監督」として実地試験を行ふ傍ら、神社の森林（神社境内林、神体林、神社経済林）研究に取り組んでゐた上原敬二は、すでに大正六年の段階で神社風致林を対象とした〈落葉放任優越説〉への言及を行つてゐたが、恐らく大正八年七月以降、ポンソソビ並びに山口鋭之助との陵墓に関する学問的交流が深まる中で、同年十二月には、陵墓の樹林を原生林的天然林の典型例とする〈落葉放任優越説〉が示された。
- ② 皇室陵墓令（大正十五年）成立直前の八月、堺市の都市計画における仁徳天皇陵の取り扱ひを念頭に置きつつ、明治神宮林苑造成に携はる中で大正八年までに得られた知見であつた、神社境内（或は神体林）と神社風致林・神社境内林との関係に基づく神社の森林（神社風致林、神社境内林、神体林、社有林）を区画する議論と〈落葉放任優越説〉を敷衍する形で、陵墓域に接する一区画を天然林状態の陵墓林として設定すべきことを主張した。
- ③ 昭和六年には、陵墓監の清掃に関するエピソードとして〈落葉放任優越説〉を紹介したが、同十七年には、それが宮内省諸陵頭として監督（巡視）する立場であつた山口鋭之助からの教示であつたことを明記した。同十九年には、仁徳天皇陵に言及した江戸期の文献や山陵保護の史実を根拠として、歴史上、伐採と禁伐に関する複雑な変遷があつたことは認めつつも、当時における陵墓の樹林の原生状態保続による特殊な森林美観を強調した。
- ④ 戦後の昭和三十七年には、引き続き江戸期の文献から仁徳天皇陵の樹木状況を紹介し、上原の陵墓研究に影響を与へた山口とポンソソビとの交流、山口の〈落葉放任優越説〉と本多静六・上原との関係が語られた。
- ⑤ 昭和四十六年には、明治神宮林苑造成との関連で山口の〈落葉放任優越説〉が紹介されたが、上原による仁徳天

皇陵内見の話は未だ出て来ない。山口の〈落葉放任優越説〉に加へ、明治神宮林苑の理想を見出したとされる仁徳天皇陵内見の記述が初めて登場し、〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉が成立するのは同五十四年のこと。上原歿後の同五十六、五十八年に到達点を示した〈仁徳天皇陵→明治神宮林苑説〉の〈語り〉は以後、定着していく。

### 三 宮内省諸陵頭時代の山口銳之助

#### (一) 山口銳之助の経歴

上原敬二の陵墓（の樹林）研究に大きな影響を与へたと目される山口銳之助について、まづは基礎情報となる彼の履歴を確認しておきたい。<sup>(註)</sup>

文久二年（一八六二）

二月九日

島根郡母衣町に松江藩士山口軍兵衛禮行・ための三男として出生

長兄・宗義（日本銀行理事）、姉・春、次兄・半六（建築家）

宗義の三男・多聞（海将）

明治七年（一八七四）

一月

上京、長兄宗義宅（小石川伝通院前）に寄寓

近藤真琴の攻玉塾（明治十二年十二月、「攻玉社」と改称）に入塾

十三年

一月

東京大学予備門卒業

十七年

七月十日

東京大学理学部物理学科卒業

十八年

七月十一日

官費研究生申付候事

十八年

八月十四日

東京大学予備門御用掛申付取扱准任候事

- 十九年 一月十五日 教員勤務申付候事、東京大学理学部准助教勤務申付候事  
 東京山林学校数学教授嘱託候事
- 五月十二日 任第一高等中学校教諭、叙奏任官五等（文部省）
- 七月八日 叙従七位
- 二十二年 七月八日 第一高等中学校医学部へ出張ヲ命ズ（文部省）  
 学友藤澤利喜太郎の妹ソノと結婚、本郷西片町が新居
- 二十三年 三月二十四日 第三回内国勸業博覧会審査官被仰付（内閣）  
 五月八日 陸叙奏任官四等
- 二十五年 十月十五日 任第一高等中学校教授、叙奏任官四等（文部省）  
 二月二十九日 叙正七位
- 二十六年 九月九日 陸叙高等官六等（内閣）
- 二十九年 二月二十二日 陸叙高等官五等（内閣）  
 五月十一日 叙従六位
- 三十年 八月十九日 帝国大学（翌年六月、東京帝国大学）工科大学講師嘱託兼任  
 任京都帝国大学理工科大学教授、叙高等官五等（内閣）  
 物理学第一講座担当
- 三十二年 二月三日 しばらく校内官舎、やがて京都府愛宕郡下鴨村字北浦に移住  
 物理学研究の爲め満二年六箇月間独国及仏国留学を命ず

四月八日  
陸叙高等官四等（内閣）

五月三十日  
叙正六位

八月十日  
英国倫敦ニ於テ學術上ノ出版目錄編纂ニ関スル万国會議開設ニ付委

員トシテ参列被仰付（内閣）

十二月二十八日  
叙勲六等瑞宝章

三十三年  
六月四日  
英国倫敦ニ於テ學術上ノ出版目錄編纂ニ関スル万国會議開設ニ付委

員トシテ参列被仰付（内閣）

十二月十四日  
帰朝

十二月十七日  
物理学第三講座担当

十二月二十四日  
陸叙高等官三等（内閣）

三十四年  
六月二十九日  
学位令第二条ニ依リ茲ニ理学博士ノ学位ヲ授ク（京都帝国大学総長

推薦）

三十六年  
六月二十六日  
叙勲五等授瑞宝章（賞勲局）

十二月十四日  
明治三十六年第五回内国勸業博覧会審査官ト為リ第九部出品ノ審査

ヲ担任シ周到綿密能ク職務ニ服シ其勞効顕著ナリトス仍テ明治十四

年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ之レヲ表彰ス

三十七年  
二月十八日  
陸叙高等官二等（内閣）

五月十日  
叙正五位

	三十八年	一月三十日	物理学教室主任
		一月三十一日	京都帝国大学理工科大学教授退任
			任学習院次長、叙二等賜二級俸、兼任学習院教授、叙二等(宮内省)
			※学習院長(前京都帝国大学総長) 菊池大麓の推挽、鷹匠町に居住
		六月二十四日	叙勲四等授瑞宝章(賞勲局)
		十月十二日	学習院長事務取扱被仰付(宮内省)
	三十九年	一月十八日	任学習院長、叙二等賜一級俸(宮内省)
		四月十一日	学習院官制改正
	四十年	一月三十一日	任図書頭(宮内省)
		四月二十五日	兼任諸陵頭、叙高等官二等(宮内省)
	四十一年	一月一日	官制改正、図書頭、高等官二等(宮内省)
	四十二年	五月二十一日	叙従四位
		六月二十八日	叙勲三等授瑞宝章
	四十三年	六月二十二日	陞叙高等官一等
	四十四年		飯田町に転居
		十二月十日	史蹟名勝天然紀念物保存協会評議員
大正元年(一九一二)		七月三十一日	大喪使事務官被仰付(内閣)
		八月一日	山作部長ヲ命ス(大喪使)

	三年	九月十日	明治天皇靈柩供奉被仰付
		十一月八日	廢大喪使官制
		四月十一日	大喪使事務官被仰付
		四月十二日	山作部長ヲ命ス(大喪使)
		五月二十日	昭憲皇太后靈柩供奉被仰付
		六月十日	叙正四位
		七月二十日	廢大喪使官制、官等俸給令中改正高等官一等(図書頭)
		十二月一日	臨時編修局御用掛被仰付(宮内省)
		十二月三十日	大正元年十月陵墓守長鈴木寛次外三名カ其ノ管守陵墓域内ノ風損木 処分ニ関シ不正ノ行為アリテ刑辟ニ触ルルニ至リタルハ部下監督上 職務ヲ怠リタルモノトス仍テ宮内官懲戒令ニ依リ譴責ス(宮内省)
四年		四月十二日	大礼使参与官被仰付(内閣)
		七月十六日	竹田宮々務監督被仰付(宮内省)
		一月十九日	授旭日中綬章
五年		一月二十一日	廢大礼使官制
		六月二十一日	叙勲二等授瑞宝章
		十月一日	予算委員(宮内省)
		十一月十日	大礼記念章授与

六年	四月六日	宮内官懲戒令ニ依リ一ヶ月間年俸月割額十分ノ一減俸ニ処ス(宮内大臣) <sup>(45)</sup>
	七月二十六日	帝室制度審議会御用掛被仰付(宮内省)
	十二月二十五日	依願竹田宮々務監督被免、免本官〔図書頭〕専任諸陵頭(宮内省)
	十二月二十八日	臨時編修局御用掛被免(宮内省)
八年	十月九日	史蹟名勝天然紀念物調査委員会委員(内閣)
九年	一月二十三日	竹田宮々務監督被仰付(宮内省)
	六月二十日	叙従三位
十年	十月七日	同年から代々木深町に居住 ※明治神宮鎮座祭(十一月一日)
	十一月七日	依願免本官(宮内省)、任宮中顧問官、叙高等官二等(宮内省)
昭和四年(一九二九)	七月一日	授旭日重光章
六年	十一月七日	叙正三位
十五年		叙勲一等瑞宝章
二十年	三月四日	永福町に隠居
		自宅にて帰幽(享年八十三)、墓地は谷中霊園

山口銳之助は、東京大学草創期における学生スポーツ選手(特に漕艇)としての活躍や明治十九年制定の帝国大学制帽(角帽)の提案などのエピソードを持ち、物理学術語の統一翻訳(和英仏独対訳)字書作成や日本最古のレント

ゲン写真報告など物理学者としての業績、物理学参考書刊行や国語教育、日本語のローマ字表記運動、第一高等中学校・東京山林学校、京都帝国大学・学習院における教育者としての貢献など、その前半生もスポーツ史、物理学史、教育史などの研究対象に十分なり得る存在である。<sup>(16)</sup>しかし、宮内省図書頭兼諸陵頭（歴代諸陵頭の中で最長の在任期間は十四年六ヶ月に及ぶ<sup>(17)</sup>）となつた四十代後半以降の後半生にこそ、山口鋭之助の特異な存在感が見出される。

## (二) 諸陵頭としての山口鋭之助の活動

明治四十年一月三十一日に任ぜられた宮内省図書頭（大正六年十二月二十五日に免官）としての山口鋭之助の営為としては、六国史校訂作業開始、『皇統譜』完成への尽力のほか、宮内省の図書について、初めて十進法による分類カード目録の作成、『帝室和漢図書分類目録』の刊行を行ひ、特別書架を設置するなど、帝室図書の整理事業に取り組んでをり、重要なものがあるが、本稿では措く。<sup>(18)</sup>

また、同年四月二十五日に兼任するやうになつた諸陵頭（大正六年十二月二十五日に専任）としての山口鋭之助の営為に対しては、退官時の叙勲上申書に「諸陵頭トシテハ最モ力ヲ陵墓ノ検訂考証ニ致シ在官中其ノ治定セラレシモノ甚多ク積年勤勞功績顯著ナリ」と評されてゐる。<sup>(19)</sup>福尾正彦が指摘するやうに「鋭之助の諸陵頭就任時において諸陵寮の大きな課題は、未定陵墓の治定」であつた。<sup>(20)</sup>元来、この時期の実質的な考証は国学者の増田于信（宮内省御用掛）らによつて担はれたとされ、その理由書や考証書類を確認して上申するのが山口諸陵頭の職掌であつた。<sup>(21)</sup>

例へば、「後醍醐天皇皇子恒性御墓ヲ富山県射水郡二塚村ニ、後龜山院天皇皇玄孫北山宮御墓ヲ奈良県吉野郡北山村ニ、河野宮御墓ヲ同郡川上村ニ決定ノ件」に関する一連の文書を見ると、増田于信宮内省御用掛による考証書類が中川忠純諸陵寮出張所長（宮内省主殿助）から山口諸陵頭に送付され、これを確認した山口諸陵頭は理由書と考証書

類を添へて渡邊千秋宮内大臣宛に上申を行ひ、御治定にまで漕ぎ着けてゐることが分かる<sup>(32)</sup>。また、諸陵寮勤務の六村中彦による勘註（明治三十九年五月）に増田于信宮内省御用掛（明治四十年五月に任ぜられ、京都在勤）による実検（現地調査）に基づく「附言」（明治四十一年三月）が加へられた理由書である『嵯峨陵勘註』を前提として、山口鋭之助諸陵頭名による田中光顯宮内大臣宛「嵯峨天皇皇后橋氏嵯峨陵決定ノ儀上申」（明治四十二年三月）が送付され、同年三月二十六日に嵯峨天皇皇后橋嘉智子（檀林皇后）の御陵である「嵯峨陵」が御治定されてゐる<sup>(33)</sup>。嵯峨陵御治定の考証過程は、高木博志や福尾正彦、東郷茂彦によつて言及されてゐるが、『文徳天皇実録』や『延喜式』諸陵寮（延喜諸陵式）といふ古典の記述、地名（この場合は「深谷」）、「口碑」（伝説・伝承）、発掘された「古代祭祀の土器」、実検（現地調査）などを総合的に勘案するといふ、幕末以来の国学的陵墓考証によるものであつた<sup>(34)</sup>。

なほ、山口諸陵頭による陵墓工事予算を調査するための出張（巡廻）においては、大正三年まで東園基愛侍従の御差遣、同行がなされてゐたが、これを山口は明治天皇が「御軫念のあまり、侍従に御監視をお命じになつたものとは相察した」と記してゐる<sup>(35)</sup>。全くの門外漢からの出発であつた山口は、「役向のことは一向判らぬながら、属官に教へて貰つて何うやらかうやら勤めて居ります中に、どうも自分の身体でしなければならぬ事が、当時の制度に協つて居らぬやうに考へられてならぬ、実に不思議に思はれることばかり」、「諸陵頭としては諸陵を巡廻致します。此の方は又徹頭徹尾悉く不思議で、諸陵即ち山陵に対する世間一般の考へが不思議であるのみならず、宮内省で決まつて居ることで、しなければならぬことが悉く私の腑に落ちない」といふ気持ちがある一方であつたやうである<sup>(36)</sup>。それでも山口は、「宮内省のこれら二つの役所といふものは、実に不思議なところでありました。私の専門が違つて居るせいいかとも思ひましたが、門外漢で何も知らなかつたから、却つて囚はれるところがなく、研究ができた」とも回顧してをり、「諸陵寮の仕事の重なもの、陵墓を検知して、その尊厳を維持すること」と捉へてゐた<sup>(37)</sup>。

山口銳之助による初めての纏まつた山陵研究の成果と思はれるのは、大正四年二月九日の部局長会議において山口諸陵頭が口述した『山陵の沿革』である。<sup>(8)</sup>山口は、山陵の沿革を八期（第一期 神武天皇から孝靈天皇まで七代。第二期 孝元天皇から敏達天皇まで二十三代。第三期 用明天皇から天武天皇まで十代。第四期 持統天皇から文徳天皇まで十五代。第五期 清和天皇から後龜山院天皇まで四十三代。第六期 後小松院天皇から後陽成院天皇まで八代。第七期 後水尾院天皇から仁孝天皇まで十三代。第八期 孝明天皇と明治天皇との二代。）に分けて概説した上で、末尾に「陵墓統計表」を附した。<sup>(9)</sup>淡々と山陵の制度と史実を語つてゐるが、第八期については次の如く記した。

慶應二年十二月廿五日孝明天皇の崩御があり、同廿九日御大喪を発表せられました、「中略」此の大喪の儀式は尚半ば仏式で、半ば大正度の様な式であつたのであります、さて御築陵に際しましては、御素屋に跡に大なる天然石を据ゑ、周囲の山を削り取りて、三段の円陵と致したのであります、「中略」明治四十五年には明治天皇が崩御あらせられました、此の時の御大喪に就いては今更私が申述べる必要はありません、たゞ築陵に就て一言申します、其の御形式は成るべく先例に則らせられる御趣旨でありましたので、山陵の制度の整頓して居りました第三期の山科陵（天智天皇）に倣はせられ上円下方式であります、併し御埋棺後の築陵でありますから、山を削りなして御塚の形をなすより外に仕方がありません、此の点は後月輪東の山陵〔引用者註・孝明天皇陵〕と同一であります、其の御形は自然忍坂内陵（天智天皇の皇考舒明天皇）に似る事になりました、陵上は礫石を葺いて草木を生えざらしめ、段は自然石で築かれました、下段の幅は三十三間で御塚の頂上までの高さは十一間あります、忍坂内陵の下段の幅五十間、御塚の頂上までの高さ十間、山科陵の下段の幅四十六間、御塚の高六間に比べては寧ろ御規模の小さい方であり、御外構は畝傍山東北陵〔引用者註・神武天皇陵〕と同じく二重の

玉垣で其の第一玉垣の内は東西五十間、南北五十五間、第二玉垣の内は東西七十間、南北八十五間で、何れも畝傍山東北陵より狭少であります。<sup>(60)</sup>

さて、少し時期は下るが、大正九年（一九二〇）十二月、当時在外研究で英国に滞在してゐた京都帝国大学文学部助教授の西田直二郎がロンドンで英国人たちによつて組織されてゐる「日本協会」の会合に出席したところ、ポンソンの研究発表「日本の皇陵 Imperial Mausoleum」が本人不在のため（すでにこの時期には日本に居を構へてゐた）、代読されたといふ（この時点では未だ面識は無かつたが、大正十二年頃に初めて京都の西田宅を訪問してゐる<sup>(61)</sup>）。この研究発表は大正十年（一九二二）十月、『倫敦日本協会雑誌』に英文で掲載された<sup>(62)</sup>。『御陵』（MISASAGI）と題されたこの論文の序論冒頭にいきなり出て来る名が「The present head of the Shintō-riō Dr. Y. Ennosuke Yamaguchi」（諸陵頭の山口銳之助理学博士）であり、「Five years ago」（五年前）の講演記録である「Sanriō no Yenkaku」（“History of Misasagi”）（『山陵の沿革』）を快く提供してくれたといふ。ポンソン自身、多くの御陵を訪れたものの、徹底的な個人調査は不可能であるため、この主題に新たな光を当てるつもりはなく、日本ですでに知られてゐることを英語で簡単に説明することが目的であるとして、主に山口銳之助諸陵頭による五年前の講演記録『山陵の沿革』の英訳に加へ、日本歴史地理学会編輯・発行の『皇陵』（大正三年）や他の文献から聊かの情報を補足した英文論考となつてをり、山口はじめ諸陵寮関係者の協力に感謝の意を表してゐる。先述したやうに、ポンソンが東京に腰を据ゑて居宅を設け、御陵研究に打ち込み始めたのが大正八年七月以降のことであるから、やはり山口銳之助・上原敬二との陵墓研究交流の開始は、大正八年後半以降と考へるのが自然では無いだらうか。

明治四十四年十二月十日に「史蹟名勝天然紀念物保存協会評議員」となつてゐた山口銳之助は大正四年頃、当時は

未だ法規不完備で陵墓の徴証が無ければ保存がし難い「古墳尊重の旧慣復興に嚮はしむるの急」を訴へ、考古学上、或は古代の史蹟・紀念物の観点、さらには「万世一系の皇室を戴く我国体では、祖先崇拜といふことは、最も大事な事である。従つて祖先の墳墓を大切にすることは、勿論の筈であります。夫れで上古は、一般に墳墓を壮宏にしたものであります。中古仏法の渡来してからは、埋葬の風一変し、従つて墳墓に対する崇敬心は、屢々革命を繰り返す処の、支那朝鮮よりも、遙かに劣ることになりました」と述べて祖先崇拜の観点から古墳保存の必要性を説き、「先づ全国の古墳を調査して、其台帳を作り、妄りに破壊する事を禁じ、其保存すべきものに就ては、夫々方法を講じ、発掘する場合には、専門の学者を立会はしめて、其研究に資する様にしたい」と述べてゐる。<sup>(64)</sup>同年二月に口述した『山陵の沿革』では極めて抑制的に制度と史実を淡々と語つてゐたが、ここでは自身の立場を鮮明にしてゐる。

### (三) 山口銳之助の陵制意見

宮内省退官後の宮中顧問官(当時満七十五歳)山口銳之助が監修し、彼の直弟子で秘書の原與作(理事長)<sup>(65)</sup>が編輯に携はつた本學會機関誌『本學』第二号(昭和十二年七月十五日発行)には、山口銳之助「陵制に対する意見」と題して、①「伏見桃山陵陵制説明書」(大正元年十月二十五日記)、②「陵制に対する愚見を陳して大喪儀の制に及ぶ」、③「補遺、殯斂の本義及沿革」といふ三つの史料が全て翻刻の上で収録されてゐる。リード文の筆者である原によれば、「本文は山口先生の旧稿である。伏見桃山陵制説明書は大正元年十二月築陵に着手せんとする際のもの、陵制に対する愚見を陳して大喪儀の制に及ぶは、大正七年頃のもので、最後の補遺は少し遅れて書かれたものである。これ等は俱に得難き貴重な文献であつて、今回特にお願ひして掲載するもので、諸氏の御熱誠を望む次第である」と各史料の来歴が示されてゐる。<sup>(66)</sup>原の記述を信じるなら、①②③は全て山口が執筆した「旧稿」といふことになる。

この一連の史料は従来、武田秀章、外池昇、高木博志、岩田重則、福尾正彦、東郷茂彦によつて言及されてきた。<sup>(67)</sup>

先行研究では、このうち①「伏見桃山陵陵制説明書」の執筆者については、「増田于信 陵制講話」（宮内庁宮内公文書館所蔵）にタイプ印刷の「伏見桃山陵陵制説明書」とともに収録されてゐる増田自筆の「天皇陵の型式」において、「此ノ御陵ハ当時宮内大臣（引用者註・田中光顕）ノ訓示ニ基キ歴代山陵ノ制度ヲ参考シテ質素堅固森嚴幽高ヲ旨トシテ上円下方型ニ造リタルモノニテ豫メ模型ヲ作り天皇皇后両陛下及昭憲皇太后ノ觀覽ニ供ヘ奉リ其ノ勅裁ヲ経タリサレハ将来ノ山陵ハ凡テ之ニ則ルヘキカ」と記されてゐることから、国学者の増田于信（宮内省御用掛）であるとされてきた。<sup>(68)</sup>この他にも宮内庁宮内公文書館には別本の『伏見桃山陵陵制説明書』が所蔵されてゐるが、そもそも昭和十三年四月に西野伊之助が編んだ『伏見叢書』第一編「陵墓誌」第一章「桃山御陵」六「桃山御陵御造宮卜御制式」（昭和六年六月五日脱稿）には、「今其陵制ヲ制定セラレシ諸陵寮二元勤務セラレシ御用係（引用者註・掛）増田千（引用者註・于）信ノ説明書ヲ、原文ノ俣左ニ記サン」として、「伏見桃山陵々制説明書」が全文掲載されてをり、末尾には「大正六年十月二十五日」の日付の後に「宮内省御用掛増田千（引用者註・于）識」と記されてゐる。<sup>(69)</sup>かうなると、やはり①「伏見桃山陵陵制説明書」を実際に執筆した人物は、増田于信であるといふことになる。

『伏見桃山陵陵制説明書』<sup>(70)</sup>では、「明治天皇ヲ奉葬セル、伏見桃山陵御築宮ニ付テハ、専ラ古制ニ則リ、左ノ方式ニ從テ、築陵スルコトニ予定ス」として、①上円下方の御陵形は山科陵（天智天皇陵）、②山地に御埋棺した後に陵を「削成」することは後月輪東山陵（孝明天皇陵）、③御拝所と兆域周囲の形状は畝傍山東北陵（神武天皇陵）を参照し、「磔石」を陵上に葺くことは歴代山陵に則るとする。その上で、「抑々山陵ハ、御尊骸ヲ万世ニ奉安スル靈所ナレバ、神社トハ自ラ異ナル所アリ、故ニ石壁ノ如キハ、自然石ヲ用キ、木造ノ建造物ハ、成ルベク之ヲ避ケ、天然ノ景勝ヲ利用シテ、森嚴幽高、永ク聖靈ヲ鎮安シ奉ルヘキナリ、况ヤ明治天皇ノ盛徳大業ハ、実ニ空前ニシテ世界万民ノ齊シク

仰ク所ナレバ、伏見桃山陵ハ、其ノ聖慮儉徳ヲ体シ、祖宗ノ先例ニ取リ、質素堅固ヲ旨トシテ、築営スルモノナリ」と締め括つてゐる。当然ながらその築陵や陵形の内容は、山口銳之助が大正四年に口述した『山陵の沿革』における伏見桃山陵の描写と同じであり、また後年（昭和七年）山口は、伏見桃山陵制式について「私には最初から新しい私案があつた」とし、「純日本の様式に、新しい技術を取入れて森厳そのものたらしめんことを主張した。其の結果、我国中興の英主におはします天智天皇の山科陵に擬へ、上円下方の様式を採り、之に新しく工夫を凝すことになつた」などと記してゐるが、こちらにも「伏見桃山陵陵制説明書」の内容と符合してゐる。<sup>2)</sup>

山口銳之助は、大喪儀事務官として、大正元年八月一日には伏見桃山陵（明治天皇陵）の造営の任に当たる山作部長を命ぜられてゐたため、後年「桃山御陵を設計した人は山口銳之助であつたと推定される」と見られたのは当然であつた。それ故、実際に執筆したのは増田于信であつたとしても、国学者としての広く深い学識があるとは言へ、一介の御用掛に過ぎない増田が独断専決で伏見桃山陵の陵制を確定させたとは思はれない。責任ある山作部長としての山口諸陵頭とも十分に意見を交換しつゝ練り上げたのが、①「伏見桃山陵陵制説明書」だつたのではないか。

大正六年七月二十六日、山口は帝室制度審議会（同五年十一月四日、宮内大臣の下に設置）御用掛に任ぜられるが、山口御用掛は同六年十月十八日、帝室制度審議会に②「陵制ニ對スル愚見ヲ陳シテ大喪儀ノ制ニ及フ」を提出した。これは、伏見桃山陵（明治天皇陵）の陵制（①「伏見桃山陵陵制説明書」）に対する反省意見として知られる。山口は、「伏見桃山陵ノ形式ハ、永世不易ノ範トシ難シ」として、まづ「築陵ノ制度ハ、古來屢變遷アリテ種々ノ形式アリト雖、皆以テ真ニ取リテ、將來ノ陵制ト定ムルニ適當ナルモノアルヲ見ス」と述べた上で、「縦横」のため、「御所在ノ上ニ登攀シテ、作業ニ従事」せざるを得ない欠点があり、御棺の位置は平地より高所に奉安すべきだが、桃山のやうな南面の丘陵地は稀少で今後は得難いなど、「其ノ山作ノ方法過渡期ノ弥縫的処置タルニ過キスシテ、万世ノ定制ト

為サムニハ余リニ不完全」と指摘した。そして「今後採用スヘキ陵制」は「横壙ノ形式」を用ゐて「堅牢ナル石ヲ置ミテ玄室ヲ構築」すべきで、「帝陵ハ極メテ尊嚴崇高ニシテ。美觀ヲ具フルモノナラサルヘカラス。而モ将来陵墓地ヲ定メ、兆域ヲ限定セラルヘシトセハ、応神仁徳諸帝陵ノ如ク广大雄偉ヲ以テ莊嚴ト美觀トヲ具備セシムル能ハス」といふ点を鑑み、「土砂礫石」ではなく「山陵構築ノ材料ハ、堅牢緻密ナル石材ヲ以テシ、其ノ外形ハ宜ク古来ノ陵形ニ參酌シ、現時ノ技術ヲ応用シテ尊嚴美觀ヲ具備セシムヘキナリ」と提案してゐる。さらに大喪儀では「御棺ノ觀殿ヨリ山陵ニ移御マシマス間ノ奉安所」である「殯宮」を毎度新造すべきで、「常時ノ宮殿ヲ仮用」することは本旨に背くため、「今後ノ殯宮トシテハ、御須屋ト葬場殿トヲ合同併建シタル如キモノトシテ、御棺ヲ築陵工事期間、奉安シ參ラスル御室ト、其ノ前面ニ於テ、御儀式ヲ執行シ得ヘキ場所トヲ、具備スル建物ト為スヘキナリ」とも主張してゐる。補遺の資料として③「殯斂ノ本義及沿革」を添付したのは、かかる意見に説得力を持たせるためであつた。

但し、そもそも①「伏見桃山陵陵制説明書」自体には「縦壙」の記述は無い。②「陵制ニ對スル愚見ヲ陳シテ大喪儀ノ制ニ及フ」は實質上、『増田于信 陵制講話』所収の「陵墓ノ形式」(タイプ印刷)では「横穴堅穴ノ沿革」を紹介する中で嵯峨天皇以後は全て堅穴式であること、増田自筆の「伏見桃山築陵の話」では、「其の地に宝壙を穿ち機械を設けて御棺をおろし之を埋め奉りて其の上に御簾屋を建たたりこの大葬の御式は凡て〔引用者註・皇室〕陵墓令の草案によりて即チ泉涌寺式に従ひたるなり」と記されてゐることに對する批判と対案提示になつてゐる。また、山口による「過渡期ノ弥縫的処置」に過ぎないといふ批判が対応するのは、増田于信による「将来ノ山陵ハ凡テ之ニ則ルヘキカ」(「天皇陵の型式」といふ言である。実は参照資料として添付された①「伏見桃山陵陵制説明書」の内容自体は正面から批判対象とはしてゐない。どちらかと言へば①は前提資料であつて、②「陵制ニ對スル愚見ヲ陳シテ大喪儀ノ制ニ及フ」は、大正初頭の頃から比べれば、山口の陵墓研究が飛躍的に發展、蓄積されてきた中で、伏見桃

山陵の在り方を将来を拘束する形で理想化することへの懸念が生じ、明確に自らを反省すべきと観念したからこそ、「後月輪東山陵及伏見桃山陵ハ陵制ヲ復古セシムル過渡期ニ際シ、倉卒御採用アリシ機宜ノ山作法ニシテ、当時決シテ不易ノ定制トシタルニモアラス、又今後準拠トスヘキモノニモアラサルナリ」と断じたのではなからうか。

この意見提出後、山口の主張はどうなつたのか。大正九年十一月十日の第四回皇室喪儀令附式案特別委員主査会において、当時懸案となつてゐた、帝室制度審議会御用掛の山口銳之助による修正案である「玄宮」案（「縦壙」式から「横壙」式へ）<sup>(75)</sup> について議論され、主導的立場である岡野敬次郎委員の賛成を得て採用の方針となつた。その後の議事過程については省くが、制定された皇室喪儀令（大正十五年十月二十一日）附式に「玄宮」は明記された。<sup>(76)</sup>

昭和二年に先帝の御陵造営が進む中、山口は「宝穴或は宝壙と申しましたのが今回玄宮と申すことに変わりました理由」を述べる中で、次の如く結論付けた。ここに彼の「玄宮」（横穴）構想は結実したのである。

今回の大行天皇の御陵は、玄宮即ち横穴でありまして、靈柩はその前面の玄門からお入りになるのであります。玄門の御扉がしまると直に幔門が開かれてお祭りがあるのであります。一体現神の殿舎でも、幽神の神社でも御安坐の儘、お屋根の工事をすることは、無いのでありますから、全部の御工事が完成いたしました上で、靈柩の御入を願ひますべきであります。御工事に、る時日の都合上、玄宮の御内部の完成を以て靈柩を御移し致し、外部の完成は後より着々御取運び相成りますやうに承ります。御陵が宝穴（堅穴）でなく、玄宮（横穴）となりましたのは、今回の御大葬に就きまして、最も重大な点と考へます。<sup>(77)</sup>

## (四) 山口銳之助の〈落葉放任優越説〉

山口銳之助諸陵頭は大正八年一月、「陵墓管守職員の常を守るべきことまた日々々々の仕事の上につき心得べきこと」を示した『陵墓職員服務心得』を發行した。<sup>(72)</sup>ここに掲載されてゐる山口諸陵頭の陵墓監・陵墓守長・陵墓守部・守衛人に対する訓示(大正六年六月一日付)では、冒頭で「山陵の崇敬と国体ノ森嚴トハ兩々相待チ離ルヘカラサルモノナリ我国建国以來茲ニ二千五百有余年ノ星霜ヲ閱シ歴代山陵ハ直ニ其ノ間ニ於ル諸種ノ生ケル歴史ヲ語ルモノニシテ山陵ヲ崇敬スルハ国民ノ忠君愛國心ノ大本ナリ」と述べた上で、諸陵寮地方職員ノ制度改正による定員増加、優遇も行はれてゐることに触れ、「常ニ嚴密ナル監視ト間斷ナキ注意ヲ以テ」仕事に当たり、かつ地方官公署と協力して「土地ノ人民」と心を一つにすることを求めてゐる。この訓示内容の方針は、「陵墓管守職員心得」(大正六年十二月二十六日施行)により、「専ラ敬虔ノ念ヲ持シテ御陵墓ニ奉仕シ誠実ヲ以テ其ノ職務ニ当ルベシ」(第一条)、「最モ品性ヲ尊ビ德義ヲ重ジ御陵墓參拜者ニ対シテハ特ニ懇篤温和ヲ旨トスベシ」(第二条)、「御陵墓所在地ノ警察署其ノ他ノ官公署並町村青年會ト常ニ職務上意志ノ疎通ヲ図リ御陵墓ノ取締上遺漏ナキ様心懸クベシ」(第三条)などと具體的に条文化されてゐる。その他、「御陵參拜人取扱規程」、「陵墓監、陵墓守長、陵墓守部職服用ノ場合ニ於ケル敬札法」、「日々行事」、「非常時ノ心得」、「年中行事」、「冠婚葬祭規程」、「親睦會規程」などが含まれてゐるが、中でも「御陵墓御掃除ノ方針」には次の如き十二項目の方針が挙げられてゐる。

一、小さき御塚又は特殊なる形の無き狭き御所在は喬木の有無に拘はらずヒサカキ、フクラ、ツケ、サカキ等の樹木を生やし落葉を積らしめて雑草の生育を防ぎヤブコウジ、スギコケ、ヒカゲノカヅラ、ヒトツバ、テツサウ、イハナシ適當なる笹類等を養成し永年手を入れざる所の如くして清淨と尊嚴との感を興ふる様に為すべし

二、御所在と内玉垣との間の地にして狭く且御拜所に近く平なる処は白砂敷又は苔伏とす町嚙に雑草を抜取り掃除すへし此区域と第一項の区域との堺は殊にきれいにし決して落葉を掃きつくる様なることを為すへからす斜面なる所は第一項に準す

三、大なる御塚及内玉垣の地にして広き処は皆喬木林とす適當なる下木（ヒサカキ、フクラ、ツゲ、サカキ、アラキ、カクシミノ等）を生やし落葉を積らしめて悪草の生育を防ぐへし御拜所の前は特に下木下草の取合せに注意すへしよき下木下草にても繁茂したる場合に於て域内監視通行の爲め或は蝮害予防の爲め下木下草を多少道形に刈り取ることは差支なけれども必ず御所在を避けなるへく外部よりその形の見えざる様になすべし

四、広大なる附属地もすへて第三項に準す路傍は下木下草の取合せにより体裁を整へ決して道路の落葉を掃きつくへからす

五、前二項の地域にして林相宜しからざる時は之を改良するには大なる努力を要す適當なる喬木及下木下草を仕立つるためには数年を通してバラ、クズ、ス、キ、多過ぎたる笹類などの下草刈をはずへし此下草刈は根絶やしに適當なる時期に於て行ひなるへく速に目的を達する様に心掛くへし

六、生垣は常に根元の土を和らげ根笹雑草の侵入を防ぎ見悪くからざる限りは落葉を堆積せめし（引用者註・しめ）て其生育を助け土手の土流れ落ちたる時はその肩付けを為すべし生垣其他の樹木は総してその養生を専一とし肥料を用ふるは人に葉を與ふるか如く止むを得ざる時の事とすべし

七、土手には苔、芝、龍の髭、笹などを著く其の芝、龍の髭、笹は年に一回又は二回刈込むべし

八、御正面駒寄内は白砂敷（苔伏）とし駒寄外広場及道路は石段石敷タ、キ等の外はすべて砂利（砂）敷とす何れも常に洒掃すべし

九、道路の傍その他すべて見え掛の処に投げ棄てたる巻煙草の吸殻包紙、蜜柑の皮、竹の皮、紙屑等あるときは速かに拾ひ取り通行人に不行儀なる手本を示さざる様にすべし

十、上記した注意事項を綜合すれば御陵墓地内は殊に必要な場合に於ける僅少なる部分の外一切土地を露出せしむべからず

十一、此方針を実施するには樹木の植付間伐枝透し悪草の刈取、砂砂利の敷込、杉苔の蒔附害虫の駆除、置土施肥等は皆一時若しくは数年継続の臨時仕事にして生垣及土手腹の芝笹の刈込等は例年の仕事なり

十二、右の方針に依れば従前の大掃除なるものは其必要を認めざるに至るへきを以て大掃除費は将来は之を支給せず

この内容を見ると、諸陵寮では少なくとも大正八年一月の段階で〈落葉放任優越説〉に基づく「御陵墓御掃除ノ方針」が定められてゐたのであり、それは『陵墓職員服務心得』といふ小冊子を配付することによつて、末端の地方の陵墓管守職員に至るまで伝達がなされてゐたことになる。先述した如く、上原敬二との陵墓研究による学術交流が始まつたのが大正八年後半からだと推測されるため、すでにそれ以前から実践的な取り組みを始めてゐたのである。

さらに山口銳之助は大正八年十月、『陵<sup>みづか</sup>や御墓<sup>みはか</sup>の監守者の心得』を纏めた。その冒頭で「陵や御墓の監守者は之を保護する上に左に示す様な方針に従つて日常忠実に其の職務を尽さなければならぬ。殊に森林や樹木のある処では其の保護の方法手入の仕方は其の靈域の御威厳に非常な関係がある。御境域は庭園でもなければ公園でもない。又収益を目的として経営せられる山林でもない。従つて通常是等のものに行はる、保護や手入の方法で満足はできぬのは勿論である。日々特別細心の注意を払ふことによつてのみその尊厳を維持し清浄の感を与へる様にすることができる」

と記した上で、先の「御陵墓御掃除ノ方針」をより発展させた相当詳細な十八項目に互る方針を挙げてゐる。

特に、(四)には「永年手を入れざる所の如くして清浄と尊厳との感を与ふる様に勉むべし」、(五)では「大なる御塚及廣き内玉垣内にて御拜所以外の地は皆喬木林なり。適當なる下木を生やし落葉を積らしめ土地の力を維持して地味の恢復を図りいつまでも樹木の生長が天然にある時の様にあらしむべし」と記してゐる点は、より森林生態的な意識を高めてゐることが分かる。そして、「陵墓職員は前に掲げたる箇條に留意し陵や御墓地全体の御威儀を永久に保つことに注意しなければならぬ。路上の落葉を除くと同時に樹林地には落葉を置くことを勉め、一方に雑草を抜けば他方には適當なる下木を植へ〔註・え〕、日々箒を当つる道路には必ず時々置土足砂利をすることを怠つてはならぬ。是等の小さい仕事は皆陵墓職員の不断の仕事である」と注意を促してゐる。

また、「樹林地に就ての注意」として、「種々の樹木殊に常緑潤葉樹の繁茂したる数百年間人工を加へざる森林で昼尚暗く永年堆積したる落葉は厚き腐触土となり下木も多く常に湿気があつて原生林の如き相貌を呈するものは他より望みても最も美しく神々しき感じを与へる。故意に破壊することさへなくば幾百年を経るも地形の変る恐れもなく陵や御墓の御在所なる御塚としても最もふさはしく理想的なる者である」と〈落葉放任優越説〉の観点から「原生林」の如き森が陵墓の森林として理想的であるとする。この「心得」の後ろ三分の程度の文では、諸陵寮による観察経験を踏まへ、陵墓の土地や樹木、森林が荒廢、衰弱するかどうかは、如何に土地や樹木に養分を残すかにかかつてをり、偏に陵墓監守職員の掃除の仕方、手入れ次第であることが縷々語られる。その上で「樹木はすべて出来得る限り自然に放任し下木、下草落葉枯枝、蘚苔等の地被物は出来るだけ保存して林地の地力を補ひ森林全体として天然の發育を遂げしめなければならぬ。こ〔引用者註・か〕うした森林には蟲や黴菌の害も少いのである」と結んでゐる。

後進の目からすると、もう「陵墓」を「明治神宮」と入れ替へても殆ど違和感が無い説き方である。といふよりも

斯様に互換可能であるのは、かかる〈語り〉が元来山口諸陵頭から始められたことを感じさせるのに十分である。

実際、大正十年七月頃に山口本人が「神社の杜と御陵墓に就きて」といふ談話を残してゐる。<sup>(80)</sup> 山口は、「諸陵寮の経験」から、主管地などにおける「放任主義の偶然成功」、即ち〈落葉放任優越説〉の具体例を挙げる。その上で、放任しておけば「必ずしも原始林でなくとも森とか林とかは二三十年経てば屹度面白い林になる」として、「斯様な鬱蒼林には松がなくなる、神社で松樹が欲しくとも松は永久林は駄目で、理論上からも松は日光を好む、故に神社の境内でも森には松は亭々と高く聳え雑木は其下に在る、松だけといふことはいけない、されば神社の森に松が無くなるのは当然である、必ず松以外の木を植ゑ、松が枯れた頃、他の潤葉の木が成長するを考へなければならぬ、それで明治神宮あたりでも専門家の意見によつて松は無くなつても宜しいといふ計画ださうである、外苑とは遊園地なら松林でも宜しいが、神社は潤葉樹がないと何うもいけない」と述べてゐる。明確に『明治神宮御境内林苑計画』と同様の認識であるが、この頃には、本多静六や上原敬二ら林学系造園学者らとの交流が言論に反映されてゐる。

上原敬二の回想通り、この時期には山口は庭園協会にも会員として出入りしてゐる。上原が編輯を務める庭園協会機関誌『庭園』には、大正九年五月九日に千葉の高等園芸学校で開催された庭園協会第二回講演会において、山口が「神社林の保存に就て」といふ講演を行ったことが報告されてゐる。<sup>(81)</sup>

なほ、これ以降、山口諸陵頭による〈落葉放任優越説〉は造園学界隈のみならず、かなり広く知られてゐることが窺へる。大正十一年には、堀正太郎が山口銳之助「諸陵頭在職中に、或御陵墓の松樹が段々衰弱し或は枯死するものがあるのに、地続きの民有林は林相が美しいのは掃除の關係であることに気付いて、初めて掃除規定なるものを設け、掃除を制限することにしたとの話」を聞いて「御陵墓の林木保護上極めて合理的の措置」と述べ、川村清一も同説に触れてゐる。<sup>(82)</sup> また、少し後年になるが、大正十五年に春浦生は、「山口銳之助博士は樹木に少しも手を入れないで置

かれたもの、例として、応神天皇の陵墓の樹木が非常に繁つたとの御話あり」と述べてゐる。<sup>(83)</sup>

#### 四 むすび——山口銳之助が遺したのもの——

山口銳之助が諸陵寮の部下の協力で様々な材料を集め、恐らく退官に合はせて編んだ『山陵変遷記』（大正十年十二月、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵<sup>(84)</sup>）は、諸陵頭時代における彼による山陵研究の集大成と言へよう。山口は、「諸陵のことに就いて茲で申述べて置きたいこと」として、①「我国上古の山陵の制度は日本固有のものでありまして万事唐制を模倣せられる奈良朝に於ても彼の宗廟の制度は御採用なく山陵の制度を以て之に代へられた」、②「私は前述の考から民衆参拝の便宜を与へたいと思ひまして四十二年のころからこれらの山陵諸墓の広前の設備を漸次整頓して御陵道や御墓道を開放することに勉め大正三年の頃大部分はその目的を達しました。然るに大正に入つてから山陵の知識漸く普及しその巡拝を企てるものが増加して参りましたが此時民衆の参拝の希望に応ずることの出来たのは私としては望外の仕合せでありました」と記し、③「山陵の樹木の保護の方法のこと」を次の如く纏めた。

〔前略〕上代の山陵はその築造当時にその外觀が如何であつた〔引用者註・か〕はよくは分りませんが数百年斧鉞を入れない原始的の杜は山陵の様な崇敬心の対象としては最もふさはしい形であります。堺市の近傍西百舌鳥村に在る御陵墓参考地は面積僅に□□□□〔引用者註・欄外に「○僅ノ下三文字空文」と註記〕坪の古墳でありますが数百年間人が近寄らなかつたため密林に不適當な樹種或は蟲菌害に罹り易いものは自然に淘汰せられ適當なものは始めなかつたものでも鳥類の媒介によつて増加し遂に数多の樹種がよく融和して実に鬱蒼たる杜となつて居ります。〔中略〕この鬱蒼たる杜は此の地方に於ける常緑潤葉樹相互間の關係を示す標本であります。且つ都

会の附近でも不合理の干渉さへなければ如何に原始的状态に達し得るかといふことを示すにもよい標本であります。この様な杜が山陵には理想なものであると信じます。この外にも数十年人工的な干渉をあまりしなかつた杜は皆相応な美観を呈して居ります。之に反して忠実に下草刈や掃除をした分には地味の悪い処では附近の同年齢の民有林よりも遙かに荒廢して居るものもあり又植林をした分には一見人工的な山林となり永久持続する杜となる見込のないものもあります。又狭い処で一段と手入が行届くと庭園の様になる傾があります。これらは何れも山陵の御風致としては適當でないと信じます。これで私は山陵の杜を保護するには常に適當な美観を保ちつゝ、將來は鬱蒼たる原始林の様になる道程にあらしめるのが最適當であると信じます。山陵は大概都会の近傍に在りますがこの様な処では山陵のみならず神社等の杜も近頃は一般に追々と大木が枯れて杜の廢頽するのが多いのであります。都会近くは一般に煙は殖え鳥は減り自然に杜に不利な環境になつたばかりでなく、多くの杜には下草刈落葉撥掃除等杜に了解のない人のする干渉が程度を越えて行はれ、地表の湿気を減じ土壤の養分を消耗し之を硬化させます。神社などの杜ではその上に公衆の立入ることが自由である場合が多く、なほ甚しいのになると或は小供こどもの遊び場となり、諸人の運動場となつて居るものさへあつて直接に樹の根を傷めるのであります。これらの原因で都会近き杜は大概その生氣を損じて居ります。「中略」杜の衛生学は応用植物学の一科であります。神社を大切にすべき我国ではその専門家が十人や二十人あつてもよい筈であると思ひますがまたその専門家といふ人はありません。夫れで私は数年来山陵の杜の衛生に付き植物学者動物学者山林学者等の教を乞ひ職員を奨励して山陵の杜の手入はすべて天然の状態を助長してその美観を増進し、庭園や盆栽の様に樹の自然を矯めることは一切避けることにしました。御陵道の傍などで多少庭園的になつても差支のない処もありますが、深山の様な手入らずの状態の中にも近寄つて見ても寧ろ清淨に感じられる様なものもありますから之を応用して一切庭の様な手入

方を避ける方針に致しました。従来陵墓の職員は植物に関しては全く素人でありましたから此方針を実行するには先づ植物に関する趣味を持たせ之を愛護することを奨励致しました。〔中略〕植物の群落としての杜の全体の衛生に注意し土地に適應し将来に有望なる樹種を養成して之を植込み個々の植物は新陳代謝しても杜全体としては永久に美観を継続する状態を確保したいと私は希望して居りました。〔後略〕

長文の引用となつたが、ここには、山口諸陵頭の長年の職務経験から導き出された、〈落葉放任優越説〉に基づく森林生態学・森林美学的理解による、原始的かつ永久に美観を継続する鬱蒼たる杜（土地に根差した天然更新の常緑潤葉樹林）が陵墓における理想的な森林像として描かれてゐる。注目すべきは、「数百年間人が近寄らなかつた」とされる「堺市の近傍西百舌鳥村に在る御陵墓参考地」（現在も宮内庁の陵墓参考地となつてゐる「百舌鳥陵墓参考地」〔御廟山古墳〕のことと考へられる<sup>(86)</sup>）における鬱蒼たる杜を「此の地方に於ける常緑潤葉樹相互間の関係を示す標本」と位置付けてゐることである。少なくとも山口が大正期において陵墓における理想的な鬱蒼たる森林として見てゐたのは仁徳天皇陵の林相ではなく、西百舌鳥の陵墓参考地の林相であつたことには注意しておく必要がある。

退官後に宮中顧問官となつた山口銳之助は、昭和二年十一月一日発行の『島根評論』に寄せた文章において、「私が先年諸陵寮に居つて、方々の山陵を巡つて居る間に、山陵の森を見て、如何に森が変遷するかが自然に分つて来るやうになつた。そこで林学博士本多静六君に桃山の森に就いてしつこい問を出した時、本多君はそれは僕が悪いのですといった滑稽な話がある」と切り出した上で、その際本多は、東京帝国大学農科大学の「山林学」では神社の森や風致林の重要性に気付いたのは最近に過ぎず、今は専らその方面に傾注してゐる、丁度日本庭園協会（大正七年十二月に発足）を組織するところなので君も一緒に来ないか、と誘はれたので、自分もその時から同協会に関係して

ゐると回顧してゐる。<sup>(87)</sup> 山口は、明治十九年より東京山林学校（同年七月に駒場農学校と合併し東京農林学校、同二十三年、帝国大学農科大学となる）で教鞭を取つてゐたこともあるため、当時同校に在学中であつた本多（山口の四歳年下）とは、比較的早い時点から面識があつたのではないかと思はれる。山口は、「私の諸陵頭奉職十年の経験で、色々な状態にある山陵の森が、十年間に變り行くことを綜合して考へると、森林が数百年間の間にどんな變遷をたどるか、おぼろ気ながら観察し得られたのである」と述べた上で、〈落葉放任優越説〉の観点から、掃除による森林荒廢過程とは逆の放任による潤葉樹の自然林への更新が「やがて理想的の神社などの森」にならなければならぬと説き、「公園と神社などの森とは全然別物である。神社風の森が公園の一部を成してゐる場合にも人の遊歩するところと、鬱蒼とした見る為めの森とはその手入の仕方を別とせねばならぬ」と記してゐる。

山口銳之助は大正十年十月七日、「依願本免官」となり、宮中顧問官に任ぜられた。後年、「少し皮肉ですけれども、私が大正十年に宮内省を御免になつたのは、さわるべからざる痛にさわつたからだと思つて居ります、つまり図書寮、諸陵寮の仕事といふのは宮内省の痛なのです」との意味深長な言葉を残してゐる。<sup>(88)</sup> ともあれ、宮内省諸陵頭退官によつて、山口銳之助といふ強烈な個性を持つインテリが野に解き放たれることになつたのである。

「前諸陵頭・理学博士」の山口銳之助は、加藤玄智の勧めにより、大正十一年九月十八日、偕行社での財団法人明治聖徳記念学会第九十一回講演において「御陵は皆神社となる可きでは無いか」と題する講演を行ひ、その内容は翌年、『山陵の研究』乃至は「陵の祭と陵の神の宮」といふ題目で単行本化され、同学会機関誌にも記録が掲載された。<sup>(89)</sup>

本稿ではあへてその講演内容を紹介することはせず、次の事実を指摘するに留めたい。大正十二年十二月十九日には、山口が、（一）山陵は内務省の所管に移すこと、（二）山陵は皆神社として祀ること、（三）今後の山陵は明治神宮内に造営することの三箇條を掲げて宮内、内務両大臣に建議すべく奔走を続けてゐることが報じられた。<sup>(90)</sup> 同十四年

には「山陵の祭祀を国家祀典となすべきの議」を発表し、次の如き主張を行つてゐる。

- 一、山陵は悉く神社式に祭祀し、伊勢神宮と等しく、式典を整備して国家的祀典の体系を明にせらるゝこと。
- 二、伊勢神宮及び畝傍、月輪、桃山等諸陵の親詣遣使の制度を拡充し、陵墓御崇敬の制を完成せらるゝこと。
- 三、明治神宮の境内を将来に於ける列皇の陵地と定め、其の御祭祀を明治天皇以降の御歴代とせらるゝこと。<sup>(91)</sup>

大正から昭和への御代替にあつて山口は、〈山陵・神社一体論〉の立場から「御崩御にならせられて其鎮まりました所は、取りも直さず、神様のまします所である。大正天皇は今度浅川に鎮まりましたが、其浅川の御陵は神様が永へにまします所であるから、我々が浅川の御陵を崇敬するは、伊勢大神宮を初めいろ／＼の神社と何等変る所はない」、そして「今後日本のお守りとして、殊に帝都の御護りとして、一の神社が殖えたのであるから、我々には今後何かに附けて、我々が崇敬する所の伊勢大神宮を拝すると同じ気持ちになつて、崇敬し奉らねばならぬ」と述べた。<sup>(92)</sup>しかし、かかる山口銳之助の〈山陵・神社一体論〉に基づく陵墓・神社制度の抜本的改革への訴へは、大きな運動には発展しなかつた。かくて山口は大正末期以降、榊原昇造（寛克彦にも影響を与へた）を介して、郷土の偉人でもある国学者・大國隆正の「本教」「本学」研究にのめり込み、昭和三年には「本學會」を発足させる。<sup>(93)</sup>

山口は、山陵、神社や神道、大國隆正はじめ国学者に関する論考を多く物し、「祭政一致」や「皇道」（皇道経済）、「本教」「本学」、「葬祭二元論」（社墓一元論）、「山陵・神社一体論」などの特色ある論に刺激を受けた照本直や高野義太郎などの神職・神道人から支持を受けることもあつたが、神道本局や神道宣揚会、会通社など、宗派神道や神霊系をも含む広い意味での神道界や宗教界、或は遠藤友四郎や原興作、永井了吉、長澤九一郎、瀧川辰郎など、右派系

関係者の媒体に書くことが多く、全国神職会の媒体には殆ど登場してゐない。山口は、自然科学畑出身ながら、「変遷」「沿革」の具体的様相を精緻に捉へることに努め、自身による独自の解釈を付してゐた。皇室に関連する職務や学者・高官といふ立場を大いに活かして宮内省や大國隆正弟子筋からの史料蒐集を精力的に行ひ、後進の近代史（神道史、宗教史）研究者が先駆的業績と認める如き史料に即した実証的研究成果を遺した。<sup>(94)</sup> なほ、宮内省諸陵頭退官後における山口銳之助の学問に対する検討は、本稿の主題では手に余るため、改めて別稿を予定してゐる。<sup>(95)</sup>

山口は、大正十四年一月二十五日の明治聖徳記念学会第百十三回例会における発言において、「自分の在職中やはり天然のまゝを保持するが宜いといふことを頻りに宣伝して見たが、容易に行はれなかつたが、退職する前にや、そのことが運ぶやうになつた。自分も職務の都合上時折巡視して見たが、泉州の菟砥の御陵や、日本武尊の能褒野陵などは、赤松の山や笹が一杯で随分見つともない有様であつたが、私が退職する頃には即ち十年経つて立派な二段の常緑木の森になつたのである」と述べた上で、「是れは皇陵ばかりに限らず、神社でもさうである。「ひもろぎ」といふものがあつて神社が神々しいのである」、それ故「明治天皇の御陵は上に木の生えない方針を取つて居る。これは築造の際に御掃除をしなくともよいやうに、初から木や草も植へ（引用者註・悉）ないで、「さざれ石」といふ石で積み、又コンクリートで貼り付けたのである。併し私は周囲は成る可く早く天然の「ひもろぎ」のやうなものにしたいと思つて其方針によつたので、年数さへ経つて、さうした方針が変らぬで維持させて居るならば、自然に木が生えて行くやうになるのではないかと私は思ふ」と語つてゐる。<sup>(96)</sup> 十四年半の長きに亘り宮内省諸陵頭といふ枢要な立場に在職し、退官以降も「陵墓と神社の制度と思想」を真摯に考へ続けた山口には、森の在り方を含む陵墓と神社に関する総合的な理想像が明確にあつた。それは徒な復古の意識のみでは無く、国内外社会の実情、変化を見据へた合理性をも伴つてゐた。しかし、その理想はあまりにも抜本的に過ぎ、結局、追隨する者は殆どゐなかつたのである。

## 註

- (1) 明治神宮の造営過程とその展開については、下記の文献を参照のこと。明治神宮造営局編『明治神宮造営誌』（明治神宮造営局、大正十二年）、内務省神社局編『明治神宮造営誌 復興版』（内務省神社局、昭和五年）、明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑志』（明治神宮奉賛会、昭和十二年）、明治神宮五十年誌編纂委員会編『明治神宮五十年誌』（明治神宮、昭和五十四年）、明治神宮外苑七十年誌（明治神宮外苑、平成十年）、山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）、佐藤一伯『明治聖徳論の研究―明治神宮の神学―』（国書刊行会、平成二十二年）、今泉宜子『明治神宮―「伝統」を創った大プロジェクト―』（新潮社、平成二十五年）、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前―以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』（鹿島出版会、平成二十七年）、阪本是丸監修・明治神宮百年誌編纂準備室編『明治神宮史年表―大正・昭和・平成 一九二〇～二〇一七―』（明治神宮、平成三十年）、今泉宜子『明治神宮 内と外から見た百年―鎮守の森を訪れた外国人たち―』（平凡社、令和三年）など。基礎資料として、明治神宮編『明治神宮叢書』全二十巻（明治神社事務所、平成十二～十八年）がある。なほ、本郷高德『明治神宮御境内林苑計画』（大正十年、明治神宮所蔵）は、同叢書第十三巻（造営編二）（明治神社事務所、平成十六年）に影印版が収録されてゐる。また、『明治神宮御境内林苑計画』は、明治神宮国際神道文化研究所の機関誌『神園』第二二、二三、二四号（令和元、二年）に翻刻が掲載されてゐる。
- (2) 明治神宮とランドスケープ研究会（上田裕文・水内佑輔・寺田徹・高橋靖一郎編）『林苑計画書』から読み解く 明治神宮一〇〇年の森（東京都公園協会、令和二年）二～七頁。「国立公園の父」と称された田村剛は、「造園の学としての研究につき最も強いそして直接的な素因となつたのが、大正初頭に於ける明治神宮の造営工事である」と指摘してゐる（田村剛「我国に於ける造園学の発祥」『造園研究』第四号、昭和七年、七九頁）。
- (3) 熊谷洋一・下村彰男・小野良平「マルチオピニオンリーダー 本多静六 日比谷公園の設計から風景の開放へ」（『ランドスケープ研究』第五八巻第四号、平成七年）、下村彰男・小野良平・西村公宏「本郷高德 造園「学」の黎明期を支えた先駆者」（『ランドスケープ研究』第五九巻第一号、平成七年）、進士五十八「濱野周泰「上原敬二 わが国造園界のランドデザインを描いた人物」（『ランドスケープ研究』第五九巻第二号、平成七年）を参照。

(4) 進士五十八「明治神宮一〇〇年の森 これまで、これから」(明治神宮国際神道文化研究所編『明治神宮100年の森で未来を語る—Mの森連続フォーラム全記録—』鹿島出版会、令和五年) 一〇七頁。同「明治神宮の社は「人のつくった森—社叢造園学の誕生と精華—」(グリーン・エージ」第四七巻第七号、平成二十六年) 六頁にも「仁徳陵に一般人が入ることは普通あり得ない。御陵林を一目見て、人工林も原生林のように造っていけると見抜いた技術家上原の洞察力は凄い」と記してある。なほ、同文が掲載された『グリーン・エージ』同号の「特集 明治神宮の森の現在と未来」では、「鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査」の結果内容が、調査の担ひ手たちによつて多種多様な観点から判り易く簡潔に紹介されてゐる。

(5) 上原敬二「この目で見た造園発達史」(この目で見た造園発達史」刊行会、昭和五十八年) 一七二、一七三頁。同書は、龍居竹之介の依頼によつて、建築資料研究社が発行した隔月雑誌「庭」の第四五号(昭和五十四年四月一日)より第五五号(昭和五十五年十二月一日)まで、十一回に互つて連載された「この目で見た造園発達史」を単行本に纏め、大幅に改訂増補したものである(同書所収、龍居竹之介「解説」二二二―二四〇頁)。同書九章「明治神宮造園で造園学も飛躍」の初出は、上原敬二「この目で見た造園発達史 明治神宮造園で造園学も飛躍」(「庭」第五三号、昭和五十五年八月一日)であり、引用部分を含む項の見出し「仁徳陵の林相を理想的に」やその論旨は概ね同じであるものの、単行本化に当たつて聊かの加除修正が施されてゐる。なほ、水内佑輔は、「明治神宮御境内林苑計画」に記されてゐた「神社に相応しい荘厳なる林苑」とは常緑の巨木を中心とした多層構造の森のことで、あくまでもこれを維持することが目的であり、原生林のやうな森を維持することは目的ではなく手段であると述べるとともに、東京(武蔵野)の在来樹種であるシヤカシとは異なり、郷土樹種ではない巨木のクスノキ(本来の生息地は東京より南方)は、風致の観点から主林木として構想され、越冬するための手立てを相当加へた上で植栽されたからこそ、現在の荘厳性に繋がつてゐることを指摘してゐる(「荘厳な森のつくり方」「風致」と「自然のメカニズム」)、前掲明治神宮国際神道文化研究所編『明治神宮100年の森で未来を語る—Mの森連続フォーラム全記録—』、一五一―一五八頁)。

(6) 遠山益「本多静六 日本の森林を育てた人」(実業之日本社、平成十八年) 一七四―一八三頁、高木博志「陵墓と文化財の近代」(山川出版社、平成二十二年) 七一、七二頁、同「近代天皇制と伝統文化—その再構築と創造—」(岩波書店、令和六年) 二二三、二二四頁、岡本喜久子「記念植樹と日本近代—科学者本多静六の思想と事績—」(国際日本文化研究センター、平成二十八年) 三一六―三一八頁、福尾正彦「陵墓研究の道標」(山川出版社、令和元年) 一四五、一四六頁などを参照。

(7) 水内佑輔「明治神宮の森の神話の生成プロセス―戦前・戦後の上原敬二の言説からの検討―」（公開シンポジウム「森のデザイン／森のナラティブ―宮と陵のあいだで―」発題二、令和六年十月二十六日、於明治神宮社務所講堂、その要旨は「神園」第三三号、令和七年に掲載予定）。

(8) 青井哲人『植民地神社と帝国日本』（吉川弘文館、平成十七年）二二五―二二〇頁、畔上直樹「戦前日本の神社風致論と明治天皇の「由緒」（歴史学研究会編『シリーズ歴史学の現在二二 由緒の比較史』青木書店、平成二十二年）、同「戦前日本における「鎮守の森」論」・水内佑輔「明治神宮林苑から伊勢志摩国立公園へ―造園家における明治神宮造営局の経験と意味―」（前掲藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』）、水内佑輔「明治神宮造営に於いて構想された風致の空間的要素と設計思想の転換」（『ランドスケープ研究（オンライン論文集）』第二二号、令和元年）、前掲明治神宮とランドスケープ研究会（上田裕文・水内佑輔・寺田徹・高橋靖一郎編『林苑計画書』から読み解く「明治神宮一〇〇年の森」、河村忠伸『近現代神道の法制的研究』（弘文堂、平成二十九年）第十章「近代神社林制度の変遷」などを参照。なほ筆者は、藤田大誠「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営―「公共空間」としての神社境内―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年）において明治神宮内苑（林苑）の造成に関しても論じてゐる。また、第三十一回神社本庁神道教学研究大会（平成二十五年八月二十日、於神社本庁大講堂）主題「自然環境に対する神道教学の可能性」発題Ⅱ・藤田大誠「制度」の視点から「鎮守の森」の近現代」（第三十一回神社本庁神道教学研究大会報告「自然環境に対する神道教学の可能性」、「神社本庁総合研究所紀要」第一九号、平成二十六年）や藤田大誠「鎮守の森」の近現代史」（『國學院大學人間開発学研究』第五号、平成二十六年）において、主に「鎮守の森」の概念的的研究を行ったことがある。それらにおいては、合成語としての「鎮守の森」概念を「近代発祥」と見做し、その使用例として確認出来るのは明治二十五年に遡ると指摘してゐるが、最近、神社界内部の研修における講義「鎮守の森の近現代史」（第百六回指導神職研修、令和六年十一月二十五日、於神宮道場）の準備に当たつて再検討したところ、合成語「鎮守の森」は少なくとも江戸後期には使用されてをり（曲亭馬琴『松浦佐用姫石魂録』後編卷之四、文政十一年（一八二八）、明治十年代から二十年代前半にかけても散見されることが判明した（『今古実録 真書太閤記』第十編、栄泉社、明治十五年、菊亭静『立志風鑑 美少年録』イーグル書房、明治二十年、天囚居士「雲のゆくへ。」『教育報知』第一四六号、明治二十一年など）。さらに同研修の講義では、最近の神社界と「鎮守の森」、「鎮守の森」をめぐる戦後の社会背景や研究動向について、

聊か情報の更新を試みてゐる。

- (9) 中井正弘『仁徳陵―この巨大な謎―』（創元社、平成四年）、外池昇『幕末・明治期の陵墓』（吉川弘文館、平成九年）、同『天皇陵の近代史』（吉川弘文館、平成十二年）、外池昇編『文久山陵図』（新人物往来社、平成十七年）、西田孝司『天皇陵古墳における植樹―幕末の「文久の修陵」から明治前期の動向の中で―』（『郵政考古紀要』第三六号、平成十七年）、前掲高木博志『陵墓と文化財の近代』、宮内庁書陵部陵墓課『陵墓地形図集成（縮小版）』（学生社、平成二十六年）、前掲福尾正彦『陵墓研究の道標』第四章「陵墓景観（風景）の形成、および陵墓関係人物」、増補改訂版『百舌鳥古墳群の陵墓古写真集―明治・大正・昭和初期―』（堺市博物館、令和六年）、堺市博物館編『仁徳天皇陵と近代の堺』（宮内庁宮内公文書館・堺市博物館・関西大学、令和六年）などを参照。

このうち前掲福尾『陵墓研究の道標』は、「陵墓の林相について、陵墓研究のなかに体系的に位置づけたものは皆無に近い。わずかに西田孝司や高木博志が言及しているのみである」（一四四頁）、「仁徳天皇陵の林相は主に明治一〇年代以降に形成されたものである。上原敬二の感慨にあるような林相は、数百年を経て形成された応神天皇陵こそ相応しいのである。仁徳天皇陵が明治神宮の林相構想のきっかけになったとすれば、人工的な植林であっても、時がたてば、原生林のような森に遷移することが確信されたことであつたのではなからうか」と指摘してゐる（一五二、一五三頁）。なほ、上原敬二が実見した時期の前後における仁徳天皇陵の林相については、先に挙げた堺市博物館の図録のほか、日本歴史地理学会編『皇陵』（日本歴史地理学会、大正三年）や『山陵遙拝帖』（山陵崇敬会、大正十年）に掲載された写真から窺ふことが出来る。

- (10) 『陵墓誌 古市部見廻区域内』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）一九、二〇丁。

(11) 本稿は、公開シンポジウム「森のデザイン／森のナラティブ―宮と陵のあいだで―」（主催：明治神宮国際神道文化研究所、共催：明治神宮史研究会、令和六年十月二十六日、於明治神宮社務所講堂）における藤田大誠「発題一 近代の陵墓と神社をめぐる制度と思想」の内容（要旨は『神園』第三三三号、令和七年に掲載予定）の一部を論文化したものである。

(12) 外池昇『天皇陵論―聖域か文化財か―』（新人物往来社、平成十九年）、前掲高木博志『陵墓と文化財の近代』、岩田重則『天皇皇の政治民俗史』（有志舎、平成二十九年）、前掲福尾正彦『陵墓研究の道標』、東郷茂彦『宮内省諸陵頭山口鋭之助の事績と思想』（明治聖徳記念学会紀要）復刊第四八号、平成二十三年）、同『天皇』永統の研究―近代における国体観と皇室論―（弘文堂、令和二年）第三章「明治から昭和前期の山口鋭之助の事績と皇室・国体観」、上西亘「山口鋭之助の祭政一致構想と神社界―大國隆正を

回路として―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一二号、平成三十年、國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『近代の神道と社会』弘文堂、令和二年に再掲）などを参照。とりわけ東郷の論考は、史料を博搜して彼の生涯や事績、皇室・国体観に至るまでを詳論したもので、本稿の導きの糸となつた研究である。

(13) 上原敬二「随想 明治神宮の森」（『グリーン・エージ』第八卷第一号、昭和五十六年）二二頁。

(14) 上原敬二「談話室の造園学」（技報堂出版、昭和五十四年）二六頁。

(15) 前掲上原敬二「談話室の造園学」一四九―一五二頁。この「落葉を掃くな」といふエッセイは、同書の編者（進士五十八・濱野周泰）に拠れば、「最近の数カ年に亘つて東京農業大学社会通信教育部の機関誌『TELLUS』に連載されたものから選んだもの」の一つである（同書六八頁）。

(16) ポンソンビ (R.A.B.Ponsoby Fane、本尊美利茶道) については、山本安之助編『本尊美翁追憶録』（本尊美翁追憶録、昭和十三年）、佐藤芳二郎編『ボンソンビ博士の真面目』（本尊美記念会、昭和三十三年）を参照。

(17) 前掲山本安之助編『本尊美翁追憶録』四、五、一五、一六頁。

(18) 「上原敬二年譜」（前掲上原敬二「談話室の造園学」）二二一頁。上原はすでに東京帝国大学三年生であつた大正三年の春から、本郷高德講師と共に、神社奉祀調査会委員の一人であつた本多静六（東京帝国大学農科大学教授）の手伝ひをしてをり、大正四年四月には造神宮使序及び内務省神社局の囑託となつたにも拘らず、正式に任官するつもりは無かつたものの、本多の強い徳憑により、明治神宮造営局技手（判任官）となり、「現場主任」としての役割を果たすことになつたといふ（前掲上原敬二「この目で見た造園発達史」一三三―一三五頁）。

(19) 前掲山本安之助編『本尊美翁追憶録』五、二六、一七、一四五、一四六頁を参照。「本尊美利茶道翁略伝」には「大正八年七月、依願退職。香港に在任中、翁は屢々休暇を利用して来朝し、谷村秀等氏を伴侶として、御陵、神社その他の史蹟をたづねるのに寸暇もなかつた」、「本尊美翁年譜」には、四十二歳時の大正八年（一九一九）に「六月まで香港に滞留。この間数回短期日本訪問をなす。それより東京に赴き居宅を求む。成蹊学園にて英語教授をなす」、同十年（一九二二）十月、「ロンドン日本協会々報（1920-21）第十八巻に「御陵」Mitsaagi: The Imperial Mausolea of Japan を発表す」、同十四年（一九二五）三月末、「下総町の宅に

入居す。これより京都生活始まる」とある。また、兒玉九十（成蹊学園教員、明星実務学校創立者）「本尊美氏の思出」には、「香

港大学在学中から日本歴史日本語の研究をせられ、日本に来てからは御陵の研究、神社の研究に没頭せられました。東京にゐた頃は御陵の研究中で、御陵は殆んど全部参拝して諸陵寮頭をも驚かしたとか聞きました。京都時代は、神社研究に没頭せられ」と記されてゐる。

- (20) 前掲上原敬二「この目で見た造園発達史」八五、一三四頁。
- (21) 上原敬二「森林美学と造園術」〔大日本山林会報〕第四一〇号、大正六年〕一七頁。
- (22) 上原敬二「神社の森林(一)」「(六)」「(神社協会雑誌)第一六年第一、二、三、七号、第一七年第二、八号、大正六、七年)、同「神体林神社に就て」〔大日本山林会報〕第四二〇号、大正六年)、同「神体林に就て」〔神社協会雑誌〕第一六年第二二号、大正六年)、同「神社境内林論」〔大日本山林会報〕第四二四号、大正七年)、同「神前植栽と神木」〔大日本山林会報〕第四二九号、大正七年)、同「神社風致林の造成に就て」〔神社協会雑誌〕第一八年第七号、大正八年)。
- (23) 前掲上原敬二「神体境内林論」二七頁。
- (24) 前掲上原敬二「神社の森林(四)」一〇頁、前掲同「神体林神社に就て」二二、二二頁。
- (25) 上原敬二「樹木根廻運搬並移植法」〔嵩山房、大正七年)「緒言」三頁。
- (26) 上原敬二「神社境内の設計」〔嵩山房、大正八年)「緒言」三〜五頁。四大綱領は、すでに大正七年一月五日に脱稿した前掲上原敬二「神体境内林論」一九〜二二頁において、「(一) 境内及び境内林は神聖にして崇敬なるべき事」、「(二) 技巧を排し自然を重んずる事」〔三〕自然に放任して成林せしむる事」〔四〕森林帯の林相又は該地方特有の林相を現す事」とその原型が示されてゐる。
- (27) 前掲上原敬二「神社境内の設計」五五〜五九頁。
- (28) 前掲進士五十八「明治神宮一〇〇年の森 これまで、これから」一〇八、一〇九頁。
- (29) 上原敬二著・東京農業大学地域環境科学部造園科学科編『改訂新版』人のつくつた森―明治神宮の森(永遠の杜) 造成の記録―(東京農大出版会、平成二十一年) 九〜一五頁。
- (30) 上原敬二「境内林造成の当時」(明治神宮崇敬会編『神宮の森―随想百人集―』明治神宮・明治神宮崇敬会、昭和四十七年) 一六二、一六三頁。同書は、明治神宮崇敬会機関誌『代々木』の巻頭随想を一書に纏めたものである。
- (31) 上原敬二「樹木の植栽と配植」(加島書店、昭和三十七年) 一九七、一九八頁。

- (32) 前掲上原敬二「樹木の植栽と配植」一九八、一九九頁。
- (33) 上原敬二「日本森林の性格と資源」(大日本出版、昭和十九年)二三四、二三五頁。
- (34) 前掲上原敬二「日本森林の性格と資源」二二六頁。
- (35) 上原敬二「日本人の生活と庭園」(三省堂、昭和十七年二月)一二四頁。
- (36) 上原敬二「家の改造と庭の改造」(金星堂、昭和六年)三七七頁。
- (37) 上原敬二「林業」(仲摩昭久編『万有科学大系 普及版 続篇第二卷』万有科学大系刊行会、昭和三年)四二八頁。
- (38) 上原敬二「陵墓林の設定」(『造園学雑誌』第二卷第八号、大正十五年)五三二頁。
- (39) 前掲上原敬二「陵墓林の設定」五三二頁。
- (40) 前掲上原敬二「神社境内の設計」六〇、一四六頁。
- (41) 上原敬二「造園学汎論」(林泉社、大正十三年)二九三頁。
- (42) 上原敬二「林業の経営」(嵩山房、大正九年六月十日)六一〇一頁。
- (43) 上原敬二「造園に於ける地力の維持」(『庭園』第二号、大正八年)一一、一二頁。
- (44) 山口銳之助の履歴については、『官報』各号の「叙任及辞令」記事のほか、「従三位勲二等山口銳之助外一名叙勲並勲章加授ノ件」(国立公文書館所蔵「叙勲裁可書」大正十年・叙勲卷三・内国人三)、「宮中顧問官山口銳之助外七百名叙勲ノ件」(国立公文書館所蔵「叙勲裁可書」昭和六年・叙勲卷一・内国人二)、京都大学文学書館「京都大学 歴代総長・教授・助教授履歴検索システム」対象：一九四九年以前の在職者」(<https://kensakukual.archives.kyoto-u.ac.jp/rieki/?c=detail&id=000960>)、令和六年十月二十四日閲覧)、「第九部審査官山口銳之助君」(第五回内閣勸業博覧会審査官列伝 前編 金港堂、明治三十六年)、「島根県人活躍記」(『島根評論』第一卷第二号、大正十三年)、山口銳之助編「林季樹執筆」『近藤眞琴先生傳』(攻玉社、昭和十二年)、「山口銳之助」(島洋之助編『人材・島根』島根文化社、昭和十三年)、原典作「山口銳之助大人」(同『頌皇学十大人』皇学十大人顕彰会、昭和四十三年)、山岡栄治「山口銳之助」(『明治百年島根の百傑』島根県教育委員会、昭和四十三年)、新庄正典編「日本最古のX線写真を残した物理学者 山口銳之助」(松江歴史館編集・発行『特別展 海将山口多聞を生んだ松江藩士山口家―近代日本の礎とつながった人々― 令和元年)、新庄正典「物理学者、教育者、思想家 山口銳之助」(『湖都松江』第四〇号、令和二年)、前掲福尾正

彦『陵墓研究の道標』、前掲東郷茂彦『天皇』永統の研究―近現代における国体観と皇室論―などを参照して作成した。

- (45) 山口銳之助「明治・大正年間の皇陵発掘史(壹)」(『本學』昭和十二年八月号抜萃) 一〇、一一頁には、「私は大正六年宮内大臣から諸陵頭として掌理監督の職務を怠りたるものとして宮内官懲戒令に依る懲戒の処分を受けたことがある。それは同五年五月に行はれたる狭木之寺間陵(垂仁天皇皇后陵)の発掘事件外二陵墓に對し奉りたる不敬事件に関するものであつた。此の種の不敬事件は大正年代に入つてから急激に頻発したものであつたが、その備を為した事件は明治四十二年のころに起つた百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)の陪家の曲玉事件である」と記されてゐる。「曲玉事件」とは、元來百舌鳥部陵墓守長・筒井幸四郎らによつて百舌鳥耳原中陵(仁徳天皇陵)の陪家と信じられてゐた塚廻古墳が、未だ諸陵寮の管轄から漏れてゐた民有地の状態であつたため、発掘を防ぎたい陵墓守長の意圖とは裏腹に、古墳の地主や東京帝国大学理学部の坪井正五郎・柴田常恵、『大阪朝日新聞』記者の大道弘雄らによつて発掘されて大勾玉・管玉・刀剣などが出土し、論議を呼んだ事件である。大道弘雄「大仙陵畔の大発見(上)(下)」(『考古学雑誌』第二卷第二号、第三卷第一号、明治四十五、大正元年)、黒板勝美「古墳発掘に就て考古学会々員諸君の教を乞ふ」(『考古学雑誌』第三卷第一号、大正元年)、前掲高木博志『陵墓と文化財の近代』六七、六八頁を参照。なほ、「明治・大正年間の皇陵発掘史(壹)」については、元宮内府書陵部陵墓調査官の福尾正彦國學院大學研究開発推進機構客員教授よりコピーを御提供いただき、その他にも色々と御教示を賜はつた。その御厚意に心より感謝を申し上げたい。

- (46) 前掲山岡栄治「山口銳之助」、前掲新庄正典「日本最古のX線写真を残した物理学者 山口銳之助」、前掲同「物理学者、教育者、思想家 山口銳之助」などを参照。また、例へば山口銳之助『Butsurigaku ni mochiyuru go no wa-ei-futsu-doku taiyaku jisho』(博文社、明治二十一年)、同『普通教育 物理学』(大日本図書、明治四十年)、同「国語問題」(『島根県私立教育会雑誌』第二六四号、明治四十一年)、同「スポーツ精神の変遷」(『島根評論』第八卷第七、一、二号、昭和七年)、同「明治十六年頃の大学学生の気風の思ひ出より小生が此の頃の国体観に及ぶ」(『東京出雲學生會創立五拾年記念號』昭和九年)、同「闘牛と牛相撲」(『島根評論』第一四卷第三号、昭和十二年)などを繙けば、前半生における山口の実に多様な活動について窺ふことが出来よう。

- (47) 前掲福尾正彦『陵墓研究の道標』二〇五頁。

- (48) 前掲「從三位勲二等山口銳之助外一名叙勲並勲章加授ノ件」、田邊勝哉「皇室の御系譜に就いて」(『國學院雑誌』第三四卷第一二号、昭和三年)、山口銳之助「工政(テクノクラシー)は皇政即ち皇道政治なり」(『島根評論』第一〇卷第五号、昭和八年)、前掲

山岡栄治「山口鋭之助」、吉岡眞之「明治・大正期宮内省における六国史校訂事業」〔『書陵部紀要』第三四号、昭和五十七年〕、前掲福尾正彦「陵墓研究の道標」二〇四頁。

(49) 前掲「從三位勲二等山口鋭之助外一名叙勲並勲章加授ノ件」。

(50) 前掲福尾正彦「陵墓研究の道標」二〇六頁。

(51) 「増田于信」(『元老院 判任官以下履歴原書』国立公文書館所蔵)、「増田于信震災復旧関係草稿」(宮内庁宮内公文書館所蔵)、前掲福尾正彦「陵墓研究の道標」一九〇～二〇六頁。なほ、山口鋭之助と増田于信(宮内省御用掛、諸陵寮京都出張所勤務)は、一緒に陵墓の視察をすることもあつた。増田于信「古墳の保存と原野の取締」(明治四十四年十二月十日 於本協会発会式当日談話)〔『史蹟名勝天然紀念物』第一卷第四号、大正四年〕三〇頁には、「曩に足立正聲が諸方を親しく巡回して山陵史を著しましたけれども、開化天皇を以て前方後円の初めと判断して居ります、それに付いて先頃歿くなられました先輩の谷森善臣翁も其通りの説を述べて居つたのであります、然るに先頃東海道の方に山口諸陵頭と共に視察に出まして是は開化天皇の次の崇神天皇の御代に改築になつたものであらうと云ふのを見ました、諸陵頭と一緒にそれを拝見いたしますと云ふと、開化天皇以前即ち孝元天皇の御陵が前方後円であつたのであります、是は今日まで足立正聲の学説其他一般の諸陵の説に圧伏されて、さうして實際誰も気が付かなかつたのであります」と記されてゐる。

(52) 『諸陵寮出張所 自明治四十五年至大正三年 陵墓録』(宮内庁宮内公文書館所蔵)所収。また、山口鋭之助「大正の初に於ける詔使対捍の史実」(『本學』第二号、昭和十二年)も参照。

(53) 『嵯峨陵勘註』(宮内庁宮内公文書館所蔵)、「後嵯峨院天御陵号ヲ嵯峨南陵ト改称ノ件」〔諸陵寮出張所 自明治四十五年至大正三年 陵墓録』宮内庁宮内公文書館所蔵)。

(54) 前掲高木博志「陵墓と文化財の近代」七四、七五頁、前掲福尾正彦「陵墓研究の道標」一九六、一九七頁、前掲東郷茂彦「天皇」水統の研究―近現代における国体観と皇室論』一二八、一二九頁。

(55) 前掲山口鋭之助「明治十六年頃の大学学生の気風の思ひ出より小生が此の頃の国体観に及ぶ」二五八、二五九頁。東園基愛侍従の出張については、『自明治三十一年至大正十四年 諸陵寮誌』(宮内庁宮内公文書館所蔵)を参照。

(56) 山口鋭之助「明治御一新と大國隆正先生の思想(上)」〔『島根評論』第六卷第一号、昭和四年〕二〇、二二頁。

- (57) 山口銳之助「本學會を起すまで」(『島根評論』第一五卷第一一号、昭和十三年) 二二頁。
- (58) 山口銳之助口述『山陵の沿革』(大正四年二月九日局部局長會議席上に於て) (奥付なし、國學院大學図書館所蔵、「昭和十一年七月廿三日受人」印)。
- (59) 前掲山口銳之助『山陵の沿革』における第一〜七期までのそれぞれの特色について抜き書きをしておく。第一期「此の御時代は誠に遼遠で、御陵形に就ては歴史に記事もなく、現在の御形から原形を想像することも六かしく、其の如何なる制度であつたかといふことを尋ねることは出来ません」(二、三頁)、第二期「此の期は純日本式陵制の時代であり、山陵の形は所謂前方後円形であります」(四頁)、第三期「此の期は陵制変遷の時代であります、前期の末から既に仏法が渡来し、支那との交通も追々繁くなつたからであります、第一山陵の形が変りだし、河内磯長陵(用明天皇)磯長山田陵(推古天皇)は方墳であり、忍阪内陵(舒明天皇)山科陵(天智天皇)は上円下方形即ち方墳に円墳を重ねた形であります」(八、九頁)、第四期「此の期は藤原の朝より奈良朝を通じて平安朝の初期に跨り仏法の最隆盛な時代で、陵制は漸く廃類し始めました、然し一方には唐制に准拠せられて、葬送祭祀等の制度は新に確立しました」(一一、一二頁)、第五期「此の期は既に仏教が国教となつた形でありまして、仏式以外の儀式は総て簡畧になりました、歴朝必ず儉約の御遺詔がありまして、山陵を起すこと、百官諸国哀を挙げることに、葬司を任ずること、葬料を行ふこと、国忌を置くこと、荷前に列すること等を停止せしめられることになりました、清和天皇からは葬司を任ずることと、高い山陵を築かれることは全く止みました」(一八頁)、第六期「此の期は実は北朝の後光厳院天皇からであります、〔中略〕此の時期の特色は御火葬場が定まつた為に、御火葬所の山作りが無くなり、御分骨又は御灰の御塚が泉涌寺内で御火葬場の外に出来る事になつた事と、亀山院天皇以来時々行はれた御分骨といふことが必要な御儀式になつたらしい事と、後土御門院天皇以来第七期を通じて孝明天皇の御喪儀に至るまで、般舟院が最も重要な皇室の寺院となり、御花園院天皇から後陽成院天皇まで此の期中の御歴代の御石塔か般舟院にあることであります」(三二、三三頁)、第七期「室町時代は皇室御式微の絶頂でありましたが、戦国の末からは漸次勤王の精神が起つて参りまして、徳川氏の世になりましたは、神宮や山陵の有様に対して憤慨する志士が顕はれる様になりました」(四〇頁)。
- (60) 前掲山口銳之助『山陵の沿革』四五〜四九頁。
- (61) 西田直二郎「本尊美利茶道博士を憶ふ」(前掲山本安之助編『本尊美翁追憶録』二七九、二八〇頁)。

- (62) R.A.B.Ponsoby, Fane, MISASAGI : THE IMPERIAL MAUSOLEA OF JAPAN. TRANSACTIONS AND PROCEEDINGS OF THE JAPAN SOCIETY LONDON, VOL. VIII. The Thirtieth Session, 1920-1921. (ホノンノミ「御陵」『倫敦日本協会雑誌一九二〇—一九二二』第十八巻、大正十年)。
- (63) 山口銳之助「古墳の保存を急とす」(『史蹟名勝天然紀念物』第一巻第五号、大正四年) 三五頁。
- (64) 山口銳之助「古墳の保存の必要」(『史蹟名勝天然紀念物』第一巻第七号、大正四年) 五一頁。
- (65) 原典作「日本の良識」(不二タイムス社、昭和三十七年) 一六〇頁、前掲同「頌皇学十大人」二二三頁、同「小さい世界」(東海日日新聞社、昭和四十八年) 二一〇—二二二頁。
- (66) 山口銳之助「陵制に対する意見」(『本學』第二号、昭和十二年) 一四頁。
- (67) 武田秀章「維新期天皇祭祀の研究」(大明堂、平成八年) 八二頁、前掲外池昇「天皇陵論—聖域か文化財か—」一〇〇—一〇九頁、同「検証 天皇陵」(山川出版社、平成二十八年) 二八九—三二五頁、前掲高木博志「陵墓と文化財の近代」三六—四二頁、前掲岩田重則「天皇墓の政治民俗史」二六三—二六七頁、前掲福尾正彦「陵墓研究の道標」八三—八九頁、前掲東郷茂彦「天皇」永統の研究—近現代における国体観と皇室論—」一二九、一三〇頁。
- (68) 『増田于信 陵制講話』(宮内庁宮内公文書館所蔵)。
- (69) 「伏見叢書」(新撰京都叢書刊行会編著『新撰京都叢書』第五巻、臨川書店、昭和六十一年) 一一四—一一九頁。
- (70) 『伏見桃山陵陵制説明書』(宮内庁宮内公文書館所蔵)。
- (71) なお、山科陵(天智天皇陵)は、「段築の上円下方墳であるが、通有のものと違う特殊な点もある。その一つは、上円部が八角形を呈呈することである」(笠野毅「天智天皇の山科陵の墳丘遺構」『書陵部紀要』第三九号、昭和六十三年、五四頁)。
- (72) 山口銳之助「伏見桃山御陵」(明光会編「聖徳を仰ぎて」下巻、龍吟社、昭和七年) 六九九、七〇一頁。
- (73) 加藤次郎「伏見桃山の文化史」(加藤次郎、昭和二十八年) 三一〇頁。同書同頁には、「後には桃山御陵を始め各陵墓内に小鳥の巣箱を作つて懸け、有益鳥類の増殖を計るなど、桃山御陵とは特に関係の深い忘れることの出来ない一人であつた」、「彼が舒明天皇陵をモデルとしたとの推定は、桃山御陵の南石段を造つたことでも明確に想像出来る」との記述も見られる。
- (74) ②「陵制ニ對スル愚見ヲ陳シテ大喪儀ノ制ニ及フ」は、「謄写版」(国立国会図書館憲政資料室所蔵「倉富勇三郎関係文書」書類

二八一―一六、(国立国会図書館憲政資料室所蔵『平沼騏一郎関係文書』二四五―一九、〔活版〕(国立国会図書館憲政資料室所蔵『牧野顕関係文書』三八―一〇)。(1)〔参照〕伏見桃山陵陵制説明書(大正元年十月二十五日)は、倉富・平沼・牧野各文書に随してをり、(3)補遺『殯斂ノ本義及沿革』は、牧野文書には『殯斂ノ本義及沿革』陵制ニ對スル愚見ヲ陳シテ大喪儀ノ制ニ及フ追加として附随的に収録されてゐる。平沼文書には別文書(二四五―一)として収録されてをり、目録には「大正六年十一月八日配付」と明記されてゐる(平沼騏一郎関係文書目録)国立国会図書館憲政資料室、平成二十六年、二三頁)。(2)(3)は、宮内庁宮内公文書館に所蔵されてゐるものもあるが、本稿では措く。

(75) 『皇室制度審議會ニ於ケル喪儀令案・国葬令案議事要録』(東京大学大学院法学政治学研究所附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵『岡本愛祐関係文書』第一部「2」9)。また、皇室喪儀令の成立過程については、西川誠「大正期皇室制度整備と宮内省」(『年報 近代日本研究』第二〇号、平成十年)、前掲岩田重則『天皇墓の政治民俗史』、塩川彩香『神道の喪葬儀礼と近代』(弘文堂、令和六年)などを参照。

(76) 「皇室喪儀令」(『官報』大正十五年十月二十一日)。

(77) 山口銳之助「大正天皇陵の玄宮に就いて」(『婦人倶楽部』第八卷第三号、昭和二年)二、三頁。

(78) 『陵墓職員服務心得』(大正八年一月、宮内庁宮内公文書館所蔵)。

(79) 諸陵寮「陵や御墓の監守者の心得」(大正八年十月、〔昭和一一・一二・一・渡辺贈写〕、宮内庁宮内公文書館所蔵)。「陵や御墓の監守者の心得(別項山口諸陵頭談話参照)」(『史蹟名勝天然紀念物』第四卷第七、八号、大正十年七、八月)にも収録されてゐる。

(80) 山口銳之助「神社の杜と御陵墓に就きて」(『史蹟名勝天然紀念物』第四卷第七号、大正十年)七三、七四頁。最後において「監守者の心得(編者曰く別項に掲載)を配布して趣旨の徹底に力めて居るのである」と述べてゐるやうに、同誌同号・次号には「陵や御墓の監守者の心得(別項山口諸陵頭談話参照)」(『史蹟名勝天然紀念物』第四卷第七、八号、大正十年)が掲載されてゐる。なほ、この談話で山口が杜を枯らしてゐる神社の例で挙げた北野神社の宮司・山田新一郎(山口は「我々の友人」と記してゐる)は、これを皮肉と受け取つて答弁的所懐を寄せてゐる(山田新一郎「北野神社の杜に就きて山口博士に答ふ」『史蹟名勝天然紀念物』第四卷第八号、大正十年)。

(81) 「本会第二回第三回講演会開催に就いて―千葉県及び茨城県下に於て―」(『庭園』第二卷第三号、大正九年)三二頁。

- (82) 堀正太郎「名木記念樹并に庭園植物の保護」(『史蹟名勝天然記念物』第五卷第四号、「庭園」第四卷第八号、いづれも大正十一年) 後者の二三〇、二三二頁、川村清一「御陵墓と其 樹木(上)」(『史蹟名勝天然記念物』第五卷第十号、大正十一年) 一一一、一二二頁。
- (83) 春浦生「上駒込林氏御庭拝見記」第五回庭園鑑賞談話会の記(『庭園』第八卷第八号、大正十五年) 二六、二七頁。
- (84) 山口銳之助編『山陵変遷記』(大正十年十二月、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、大正十三年二月十九日写〔名護朝敬・長谷川清〕、三月八日校了〔山崎鐵丸〕)。
- (85) 大正期における「民衆参拝」(山陵巡拝)の流行に棹差すやうに登場した刊行物を一つ紹介しておく。大正十年七月一日発行の『山陵遙拝帖』(山陵崇敬会)は、「宮内省諸陵寮御許可」を得て、顧問(東京帝国大学文学科大学教授文学博士・三上参次、臨時帝室編修官・池邊義象、神宮奉斎会会長・今泉定介)、編輯主任(上野竹次郎)、主幹(水田貞治郎)といふ錚々たる面々が名を連ねた山陵写真帖であるが、その〔序〕諸陵頭山口銳之助(大正十年六月)では、「祖先の祭祀は我国古来の習俗にして忠君愛国の信念亦此習俗に負ふ所尠からず、既に祭祀は我民俗〔註・族〕の習俗にして皇室は民族の中心なりとせば則皇室祖宗の祭祀は我民族の最重要なる祭祀たらすんはあらず、然かも国民は其正辰に敬愛の至情を尽すを以て満足せず、宜なり庶民閑ある毎に山陵に参し其敬遠追慕の誠を致さんとするや、近時山陵崇敬の思想頓に勃興し、山陵巡拝の挙に出るもの多きは上述の如く我民族自然の性情にして邦家の為め喜ふべきことなり」と記されてゐる。
- (86) 外池昇「事典 陵墓参考地—もうひとつの天皇陵—」(吉川弘文館、平成十七年) 二八、三二、三六、五〇、七〇、九六、九七、二二三頁を参照。
- (87) 山口銳之助「松平直政公と敬神思想」(『島根評論』第四卷第一号、昭和二年) 一一、一二頁。以下の記述も同様。
- (88) 山口銳之助「工政(テクノクラシー)は皇政即ち皇道政治なり」(『島根評論』第一〇卷第五号、昭和八年) 三六頁。
- (89) 「彙報」(財団法人明治聖徳記念学会紀要) 第一九卷、大正十二年) 一八五頁。山口銳之助『山陵の研究』(内題は「陵の祭と陵の神の宮」、財団法人明治聖徳記念学会、大正十二年) 同「陵の祭と陵の神の宮」(『財団法人明治聖徳記念学会紀要』第十九卷、大正十二年)。
- (90) 「明治神宮内へ各御陵を造営せよと山口博士が世を慨しての建議」神祇官制度も有名無実な 兎角疎略にされる山陵の祭祀」(『東京朝日新聞』大正十二年十二月十九日朝刊)。

(91) 山口鏡之助「山陵の祭祀を国家祀典となすべきの議」(『神祇及神祇道』第四卷第二〇号、「島根評論」第二卷第一〇号、いづれも大正十四年)、同「山陵の祭祀を国家祀典となすべきの議」(『刊記なし、金光圖書館神德書院所蔵』※冊子体 + 佐藤範雄宛山口名の添状(大正十四年七月)。なほ山口は、明治神宮と伏見桃山陵との関係と祭政一致制度の理想像として、「明治神宮の組織を改め其の境内の施設を以て今後の山陵及神部署に宛てられること」を挙げてみた(山口鏡之助「天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察」上・下、奥付無し、故阪本是丸國學院大學名誉教授所蔵、「明治聖徳記念学会」印、※内容と書写筆跡〔本學會関係者か〕から大正十年以降昭和初年の間の作成と推定)。

(92) 山口鏡之助「日本の新守護多摩陵」(『実業の日本』第三〇巻第四号、昭和二年) 二四、二五頁。

(93) 山口鏡之助「大國隆正と日本精神」(『備後史談』第三卷第一号、昭和二年)、同「大國隆正と日本精神」(一)〜(三)〔『東亜の光』第三卷第六、七、八、一〇号、昭和三年)、同「忘れられたる本教本学」(山口鏡之助校訂・小豆澤英男校註「思想涵養叢書第一巻 本學舉要」教育研究会、昭和三年)、前掲同「本學會を起すまで」などを参照

(94) さしあたり、葦津珍彦・阪本健一・岡田米夫・西田広義「座談会 明治の神道人を回想する」(『明治維新神道百年史』第五巻、神道文化会、昭和四十一年) 四六四頁を参照。

(95) 山口鏡之助について筆者は未だ、藤田大誠「近代国学の研究」(弘文堂、平成十九年) や同「近代神職の葬儀関与をめぐる論議と仏式公葬批判」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第八号、平成二十六年) などで断片的に言及するに留まつてゐる。

(96) 「彙報」(『明治聖徳記念学会紀要』第二三卷、大正十四年) 一六九頁、山口鏡之助「川村理学博士の講演を聴きて」(『財団法人明治聖徳記念学会紀要』第二九卷、昭和三年) 一七一、一七二頁。

【附記】本研究は、JSPS科研費J P 二四 K 〇三四〇三の助成を受けたものである。また、令和六年度國學院大學国内派遣研究の研究課題「神道・国学の近現代通史叙述に向けた研究基盤の構築」、令和六年度の明治神宮国際神道文化研究所客員研究員、皇學館大学研究開発推進センター神道研究所(第一部門「神道思想」)共同研究員、神社本庁総合研究所特別研究員としての成果の一部でもある。

